

平成25年3月8日から
平成25年3月13日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	7
教育行政方針	14
議案第70号 標茶町暴力団排除条例の制定について (総務経済委員会報告)	23
議案第75号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教委員会報告)	24
議案第76号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について (厚生文教委員会報告)	24
議案第1号 標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について (厚生文教委員会報告)	25
議案第3号 標茶町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について (総務経済委員会報告)	25
議案第4号 標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について (総務経済委員会報告)	25
議案第5号 標茶町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について (総務経済委員会報告)	26
総務経済委員会所管事務調査報告	27
厚生文教委員会所管事務調査報告	27
陳情第1号 泊原発の再稼動と高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する陳情	30
陳情第2号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択をもとめる陳情	31
陳情第3号 T P P 交渉参加断固阻止に関する陳情	31
一般質問	31
川村 多美男君	31
鈴木 裕美君	39
深見 迪君	41

後藤 勲 君	50
松下 哲也 君	53
長尾 式宮 君	56
延会の宣告	59

第 2 号 (3月11日)

開議の宣告	63
議案第 6号 標茶町生活館条例を廃止する条例の制定について	63
議案第 7号 標茶町青少年会館条例を廃止する条例の制定について	65
議案第 8号 町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 9号 標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 10号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	69
議案第 11号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	69
議案第 12号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	69
議案第 13号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	69
議案第 14号 平成24年度標茶町病院事業会計補正予算	69
議案第 15号 平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算	69
議案第 16号 平成25年度標茶町一般会計予算	88
議案第 17号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	88
議案第 18号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算	88
議案第 19号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算	88
議案第 20号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	88
議案第 21号 平成25年度標茶町病院事業会計予算	88
議案第 22号 平成25年度標茶町上水道事業会計予算	88
延会の宣告	97

第 3 号 (3月12日)

開議の宣告	102
議案第 16号 平成25年度標茶町一般会計予算	102
議案第 17号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	102
議案第 18号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算	102
議案第 19号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算	102
議案第 20号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	102

議案第 2 1 号	平成25年度標茶町病院事業会計予算	102
議案第 2 2 号	平成25年度標茶町上水道事業会計予算	102
延会の宣告		111
第 4 号 (3月13日)		
開議の宣告		116
時間延長の議決		116
陳情第 1 号	泊原発の再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する陳情 (総務経済委員会報告) …	116
陳情第 2 号	「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採決を求める陳情 (厚生文教委員会報告) …	117
陳情第 3 号	T P P 交渉参加断固阻止に関する陳情 (総務経済委員会報告) …	118
議案第 1 6 号	平成25年度標茶町一般会計予算	119
議案第 1 7 号	平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	119
議案第 1 8 号	平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算	119
議案第 1 9 号	平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算	119
議案第 2 0 号	平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	119
議案第 2 1 号	平成25年度標茶町病院事業会計予算	119
議案第 2 2 号	平成25年度標茶町上水道事業会計予算 (平成25年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告) …	119
議案第 2 3 号	工事委託契約の変更について	120
議案第 2 4 号	農業用施設取得の変更について	121
議員提案第 1 号	標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	122
議員提案第 2 号	標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	122
意見書案第 1 号	平成25年度地方財政対策に関する意見書	125
意見書案第 2 号	生活保護の改悪に反対する意見書	126
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)		127
日程追加の議決		127
意見書案第 3 号	安心できる介護制度の実現を求める意見書	127
意見書案第 4 号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書	128
閉議の宣告		129
閉会の宣告		129

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年 3月 8日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |
| 7番 後藤勲君 | 8番 舘田賢治君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 田中敏文君 |
| 11番 熊谷善行君 | 12番 深見迪君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 平川昌昭君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総 務 課 長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税 務 課 長 | 武山正浩君 |
| 管 理 課 長 | 後藤英之君 |
| 住 民 課 長 | 佐藤吉彦君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎康人君 |
| 建 設 課 長 | 井上栄君 |
| 水 道 課 長 | 妹尾茂樹君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |
| 病院事務長 | 蛭田和雄君 |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君 |

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成25年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
8番・館田君、 9番・鈴木君、 10番・田中君、
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月13日までの6日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、3月13日までの6日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の3点について補足いたします。

一点目は、「地震および暴風雪対策について」であります。

はじめに、去る2月2日午後11時17分頃発生しました十勝地方中部を震源とする地震の対応について、ご報告申し上げます。

本町の震度観測は震度5弱との第1報により、地震災害対策非常配備基準の震度5弱以上であるため、職員は緊急マニュアルどおり役場に集合し、非常活動を開始できる体制を整えたところであります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

詳細情報が入り、塘路観測で震度5弱、標茶市街観測で震度4であることが確認され、同日午後11時30分役場内に災害対策本部を設置、午後11時39分第1回目の本部会議を開催し、第2次非常配備警戒体制に基づく道路や水道等ライフラインの被害の状況把握をはじめ、町有施設や教育施設の状況確認を行うとともに、各団体の被害状況についての情報収集を実施したものです。

翌3日午前1時20分、第2回の本部会議により各施設や道路パトロール、水道の水位等状況報告、そして消防団による地域巡視状況の結果、地震による直接的被害は、軽微なものは有ったもののライフライン等への大きな被害はほとんど無いことが確認できたため、午前1時20分災害対策本部を解散したものです。

春先の雪解けとともに、関連した被害が発生する可能性もあり、今後も注視してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

つぎに、3月2日から3日にかけての風雪による対応について、ご報告申し上げます。

3月1日から急速に発達しながら北海道を通過した低気圧が更に発達し2日夕方から3日にかけて強い冬型の気圧配置となり、それに伴い雪を伴った強い風の影響で、町内各地で大荒れとなり、暴風雪警報が出された釧路北部及び根室地域に隣接する虹別地域においては国道243号線・中標津標茶線をはじめ道道3路線が通行止めとなり、虹別地区は孤立状態となったものです。その対応として、虹別酪農センターを3月2日午後6時に避難所として開設し、20名の避難者の受け入れを行ったほか、町内で2日夜から3日未明にかけて3件の吹きだまりによる車両の救出要請があり、その対応を行ったものであります。いずれも各道路管理者、除雪委託業者の協力も含め無事に救出し、避難場所等へ送り届けたところであります。

全道的には今回の暴風雪による影響は大きいものがありましたが、本町においては、事前の気象情報の提供や道路管理者等の関係機関との密接な情報交換により大事に至らず対応することができました。なお一層の連携と対応を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、東京・標茶ふるさと会の開催についてであります。

去る2月17日、東京・標茶ふるさと会交流会を主催しましたので、経過を含めご報告申し上げます。

東京・標茶ふるさと会は、首都圏等に在住する本町出身者及び本町に縁のある方々で組織され、会員相互の親睦をはじめ、標茶町の活性化、振興策についての情報提供をいただくなど、本町の応援組織として活動されておりましたが、平成19年2月第15回の総会を最後に活動が停滞しておりました。

この間、再開を求める町民並びに会員の声を受け、一木会長をはじめとする役員との協議を続け、今般、地元の皆さんの多大なるご協力を得て、ふるさと会交流会を開催する運びとなりました。

当日は、会員92名、本町からの来賓と一般参加で23名の出席をいただき、相互交流を図りながら本町の近況報告を行ない、また、ふるさと会役員の新体制も報告されました。

町といたしましては、標茶町の応援組織としてその活動に期待をし、これまでと同様、会の主体性を尊重しながら、どう係わりあって行けば良いのか、会員の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

なお、交流会の開催に当たり、標茶町農業協同組合、雪印メグミルク株式会社様から会員へのお土産をご提供いただきました。この場をお借りしお礼申し上げます。

三点目は、「平成25年度町立病院診療体制について」であります。

町立病院の平成25年度の診療体制が決定しましたので、ご報告致します。

産婦人科は札医大産婦人科派遣の齋藤院長が嘱託医として勤務を頂くのをはじめ、内科は北大消化器内科派遣の佐藤副院長と佐藤富士夫医師が引き続き診療に従事すると共に、外科は、北大消化器外科Ⅰから、偶数月は3名の医師による1ヶ月交代の派遣、奇数月は週交代の派遣を頂くことが決定致しました。また、小児科は旭川医大小児科医局の都合により、診療日が月曜日から火曜日に変更となりましたが、派遣日数はこれまでと変わらず、毎週火曜日及び月1回水曜日までの医師派遣を頂くことになりました。

4名の常勤医師が確保できましたことにより、引き続き救急指定病院としての機能を発揮することができますと共に、医師の負担軽減を目的とした当直医の派遣について、北大消化器外科Ⅰのご協力のもと、引き続き毎週末等の医師派遣を頂くことになりましたが、今後も継続して町立病院の医師を確保していくためにも、緊急な診断・治療が必要な患者を除き、できるだけ通常診療時間帯の受診を頂きますよう、住民の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

医師派遣を頂きます道内三医大関係医局のご理解とご協力に感謝致します共に、今後も一層の連携を図り医師確保に努めながら、住民の健康と命を守るために、良質な医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成25年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をお持ちして詳細にご報告しておりますが、以下六点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月25日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。

任期は平成25年2月28日から1年間であります。

二点目は、今年度より実施いたしました「標茶町学力サポートプラン」について報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう昨年12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査・生活学習意識調査を実施いたしました。その結果について申し上げます。

まず、標準学力調査ですが、全国と比較して、3年生以上のすべての学年において国語の「関心・意欲・態度」と「書くこと」に課題が見られました。また基礎・活用の面においては、4年生以上の国語科・算数・数学科の「表現力」に課題が見られました。

生活意識調査では、生活リズムに関しては大きな問題はないものの、家庭学習の時間については、課題がみられ、低学年のうちから家庭学習に取り組むことの重要性が明らかになりました。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

今回の結果は、先に行われた全国学力学習状況調査の結果を裏付けるものとなり、学年ごとの課題が明確になるとともに、どの学年から課題がみられるのかが明らかになりました。

なお、結果につきましては、各家庭に個人ごとの成績が配布され、学習の状況についてお知らせしています。

教育委員会では、得られた結果をもとに、町としての学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における意欲的な改善の取組の支援に努めてまいります。

各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組みます。

次年度からは、さらに経年変化分析を取り入れながら課題を明確にした学力向上への取組を進めて参ります。

なお、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしていますのでご理解を賜ります。

また、本調査によって測定できるのは学力の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識しながら、今後も児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

三点目は、町条例に基づく平成24年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者14名、後期2月表彰者58名であります。賞の内訳であります。努力賞26名、奉仕賞13名、親切賞8名、体育賞15名、学芸賞10名で、前期・後期合わせて72名の児童生徒に表彰状を贈りました。

四点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

12月27日・28日に釧路市（湿原の風アリーナ釧路）で開催された「第27回全道中学バスケットボール・新人大会」に出場した標茶中学校バスケットボール部女子が決勝リーグに進出しました。結果は、惜しくも1回戦敗退となりました。

12月27日には、札幌市で開催された「道新杯全道中学選抜卓球大会」に出場した標茶中学校卓球部は、女子団体が決勝トーナメントに進出し、準々決勝で優勝した苫小牧市立・明倫中学校と対戦し、3対2のスコアで惜敗致しました。

また、2月2日から長野市で開催されました全国中学校スケート大会に本町から出場した、標茶中学校3年松本健太君が男子500メートルで第6位、1,000メートルで第8位と健闘いたしました。

文化面の活躍では、「第31回全国児童画コンクール」（毎日新聞社主催）で磯分内小学校4年葦名愛梨さんが入選いたしました。

また「第27回全道中学生税のポスター募集」において、標茶中学校が北海道知事賞・奨励賞入賞校となりました。

今後も更なる活躍を期待するところであります。

五点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。1月12日には、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合わせて66名が参加し、趣向を凝らしたゲーム

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

や小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人が自ら実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催されたものです。翌日、13日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人75名が出席による、成人式が晴れやかに挙行されております。

1月19日から20日には、しべちやアドベンチャースクール第5ステージ「冬の野外活動」が児童生徒・高校生合せて16名が参加し、京都大学研究林を会場に行われました。活動については、技術専門職員の指導のもと、スノーシューを着用し、林内散策を通して樹木や動物の足跡について学習したほか、雪山滑りや雪中ゲームなど冬の活動メニューを最後までやり遂げました。終了後には、開発センターにおいて、今年度の閉講式を行いました。

2月2日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第33回町民スケート大会が開催され、185名が53種目に出場し、大会新記録が5種目において6つ生まれております。

2月3日には、野外アリーナーにおいて、第18回標茶町アイスストッカー大会が町内外の17チーム、80名の参加で、熱戦が繰り広げられました。結果は、「チーム茶安別」が優勝しました。準優勝は「迷球会」、3位は、「標茶高校陸上部」となりました。

また、2月9日に開発センターにおいて、第28回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、432点の出展の中から、特別賞4名、特選5名、入選48名、奨励賞10名の合わせて67名の方々に賞状をお渡しいたしました。

2月16日には、図書館開館30周年を記念して、絵本作家の飯野和好さんを招き、浪曲風絵本の読み語りの実演が行われ、立ち回りなど奇抜な演出に、参加した子ども達は驚きと笑いの絶えない楽しい時間を過ごしました。

六点目は、教育用教材の受贈についてであります。

磯分内・寺島壽さんから薬局の閉店により、在庫となったノートや筆記用具など多数の文房具を学校教育に役立てていただきたいと寄贈いただきました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりでございます。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（平川昌昭君）日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇）平成25年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災から2年が経過しようとしていますが、未だに原発事故の収束の目処は立たず、32万人を超える被災者が、住み慣れたふるさとに戻れないまま、今なお、困難な生活を強いられています。

この国に暮らす全ての人々が被災者に寄り添い、思いやる気持ちを忘れることなく、出来得る支援を続けていくことが求められており、一日も早い原発事故の収束と被災からの復興、平穏な日々が取り戻されることを願っています。

昨年末に危機突破を掲げて誕生した新政権は、失ってしまった日本人の誇りと、自信の回復と、「頑張る人が報われる」社会を目指して、「デフレ脱却」と「経済再生」を最優先課題とし、大胆な金融政策、機動的な財政運営、成長戦略の3本の矢の推進を基本方針に、大型の補正予算と新年度予算を一体化した15ヶ月予算を提案しました。

一方、国の借金は、今年度末には1千兆円を超える見込みとなっており、「財政規律を堅持し、やっと正常な状況を回復できた」と胸を張る新年度予算についても、見かけ上は、国債発行額は税収見込み内に抑えられていますが、体裁だけを取り繕ったとの指摘もあります。

また、超低金利政策下での借換債発行で、何とかしのいできた支払い利息の削減も限界であり、これからの、国債が増えれば利払いも増える時代においては、昨年合意された赤字国債の4年間の自動発行に対しても、財政規律が緩むのではとの懸念が高まっています。

未来は若者のものであり、最優先は、まだ生まれてもない世代の負担軽減ではないのかとの声も聞こえてきます。

宇宙船地球号の定員は、95億人と言われていますが、既に70億人を超え、豊かさを求めて、経済発展著しい新興国での食糧需要は、増加の一途をたどっています。

一方、地球温暖化が誘因とされる気候変動による異常気象が各地で頻発し、甚大な被害をもたらすだけでなく、食料生産への影響も深刻さを増しており、食糧、農地の争奪戦も始まっています。

また、中国などの経済成長に突き進んだ新興国における大気汚染を始めとする水質、土壌等環境汚染が深刻化し、越境汚染も報告されており、地球全体の問題として英知の結集が急がれます。

先に豊かになった国の責務として、また、「足るを知る」、「もったいない」という文化を持つ国民として、有限な地球の資源の、より賢明な活用を図るため、これまで以上の貢献が求められており、過剰消費に頼った成長戦略一辺倒からの転換が求められています。

時代は、変化を予感させます。これまで本町が育んできた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現を目指して、足元を確かめながら、しっかりと前を向いて、誰もが健康で安心して暮らして行くことのできるまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の平成23年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は13.3%全道降順で80位、将来負担比率は64.6%全道降順81位であり、経常収支比率は83.7%と、依然厳しい財政環境にあり、歳入における財源は、国等に対する依存度が高く、昨年12月の政権交代があった中では、今後におきましても国等の動きを注視しなければならない状況にあります。

自主財源の主軸であります町税は、全国的な景気低迷の影響により厳しさを増しておりますが、納税者の皆さまのご理解をいただきながら税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

従来にも増して厳しい状況下ではありますが、行政課題にはきめ細かに取り組み、更なる発展を目指してまいります。

平成25年度において取り組む主要な施策として、

一点目は、農業振興対策として、酪農業の振興を図るため包括的に事業を展開します。

二点目は、保健対策として、脳ドック検診費用及び高齢者における肺炎球菌ワクチン費用の一部を助成することにより、町民の健康保持に努めます。

三点目は、安全安心対策として、公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、災害備蓄品の拡充を図ります。

四点目は、子育て支援対策として、旧幼稚園舎を標茶児童館として4月1日から開館します。

五点目は、情報通信対策として、地上デジタル難視地域における難視解消を図るため、4地区に共聴施設の整備を進めます。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、豊かな自然環境に恵まれた中で暮らしと生産が営まれ、人々と自然が共生する町であることから、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、流域の各自治体、団体、住民との連携を引き続き進めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。

また、最終処分場の残容量が少なくなってきたことから、循環型社会形成推進地域計画に基づく次期最終処分場の計画策定に着手してまいります。

ゴミ焼却施設につきましても、計画的な改修に努めるとともに、今後の処理方法の検討に着手してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図るとともに、セカンドステージとして、取組の輪を広げ、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。

地球温暖化防止に対する取組につきましては、太陽光エネルギーを利用する住宅用発電システムを設置された町民への報償制度を推進することにより、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

また、このことによる再生可能エネルギー賦課金などの負担が増大する低所得者世帯に対しましては、その一部を助成することにより軽減を図ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

社会環境が目まぐるしく変化する中、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会を始めとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付

事業の適切な運営に努めてまいります。

また、健康づくり思想の普及・啓発を図るため関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、総合住民健診、特定健診やがん検診を引き続き実施してまいります。

新たな取組としまして、脳ドック検診費用の一部助成や高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの接種費用につきましても、一部助成を開始してまいります。

また、保育園、幼稚園における幼児のフッ素洗口に引き続き取り組んでまいります。

町立病院の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、引き続き医療サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、安心して生き生きと日常生活を送られるよう、利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供を目指すとともに、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めてまいります。

また、北海道と連携し、市民後見人養成講座を開催してまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしております。

重要な幹線としての国道・道道につきましては、継続して協議を行っています地域要望を中心に、今後も要請してまいります。

町道につきましては、継続事業の早期完成に努めながら、地域要望を踏まえた新規箇所の整備事業にも着手してまいります。

河川管理につきましては、災害に備えた点検に留意しながら、障害物の除去などに努めてまいります。

道路や河川の維持管理を始め、交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集のほか、町民皆様からの情報も得ながら、民間事業者との任務分担を図りつつ、町民皆様の協力のもと、より安全安心な生活を送ることができるよう努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスにつきましては、地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら運行してまいります。

JR釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」を観光資源として活用を図るほか、「釧網本線利活用推進協議会」の活動などによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

情報通信につきましては、整備した無線LANの有効活用を含め、普及に努めてまいります。

地上デジタル放送の難視聴対策につきましては、国や関係機関による高性能アンテナ対策と並行し、高性能アンテナ対策の効果が低い世帯に対する共聴施設の整備を進めてまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら、「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、遊具等の公園施設に関しては長寿命化計画に沿った適切な修繕

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

及び更新を図りつつ、より安全安心な施設利用を推進してまいります。

上水道事業につきましては、東日本大震災以降有収率が低下したことから、漏水調査及び補修工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、磯分内地区の整備が終了したことから、水洗化率の向上に努めるとともに、老朽化した処理場設備の計画的な更新を行ってまいります。

下水道未整備地域につきましては、合併処理浄化槽による整備を平成26年度から事業着手できるよう、助成制度の創設や住民周知を図ってまいります。

住宅の整備につきましては、継続中の麻生団地において団地内児童遊園の整備と旧住宅の除去による環境整備を実施するとともに、その他の公営住宅整備につきましても、需要動向に即した適正な住宅供給を計画的に進めてまいります。

建築行政につきましては、確認審査等の処理の迅速化や住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化を始めとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましても、本町の存在を広く知っていただくための情報発信と、地域環境や「お試し住宅」への問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民自ら防災意識を高めることが重要であります。

災害時における地域会や町内会の活動が、防災、減災には初期対応を担う上で不可欠であり、自主防災組織の構築に向けた支援を行うことと合わせ、防災訓練を実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、消防無線デジタル化に向けた実施設計を行い、早期整備を図るとともに、災害時の備えとして避難所2か所に非常用発電機を始め、災害備蓄品の拡充を進めてまいります。

建築物の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき進めており、平成25年度は磯分内酪農センター、阿歴内公民館、中央公民館分館の耐震改修を実施し、個人住宅につきましては、引き続き耐震改修費助成制度を行い、防災まちづくりの強化を図ってまいります。

交通事故の無い安全なまちづくりのために、交通安全運動推進協議会を始めとする関係機関との連携を図り、交通安全の思想普及、啓発活動を推進するとともに、地域、団体からの交通安全設備等に関する要望を踏まえた整備に努めてまいります。

また、野生大麻の撲滅に向けましても、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

ドクターヘリの運行により、広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げてきておりますが、今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、町民の安心感の確保を図ってまいります。

消費者を取り巻く社会環境は、規制緩和や高度情報化などにより利便性が向上した反面、高齢者などを狙った訪問販売、若年層への架空請求、インターネット接続トラブルなど、近年では手口が複雑巧妙化し、自分だけの判断に頼ることへの危険性が増しています。

賢い消費者、賢い社会人への啓発として、広報紙を通じた情報提供に努めるとともに、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

また、被害を未然に防止するため、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用した

きめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農は、過去における受胎の乱れの影響は残っていたものの、生産は回復基調にあり、加工原料乳生産者補給金単価の上昇もあって、堅調に推移しました。しかしながら、輸入資材の高止まりは、経営を圧迫しており、良質な自給飼料の確保が喫緊の課題となっております。

管内主要河川の上中流域での営農につきましては、環境負荷の低減を意識しなければならず、消費者の共感を得るためにも環境に対する配慮が求められており、ふん尿や畜舎排水に対する取組が求められています。

また、農家戸数の減少が、生産量や農地の利用、ひいては地域コミュニティの維持にも影響を及ぼしており、担い手の育成も引き続き大きな課題であります。

これらの課題に対しまして、標茶酪農再興事業として三点について重点的に取組を進めてまいります。

一点目は、土壌分析を基にした適正な施肥設計による草地更新の推進であり、生産者の負担を軽減し、草地更新のテンポアップとともに、栄養価の高い飼料の生産を推進してまいります。

二点目は、バイオガспラント及び畜舎排水処理施設設置に対する支援を行い、環境に配慮した生産を推進してまいります。

三点目は、JAと連携して新規就農希望者の受入体制の整備に取り組んでまいります。

また、近年におきましては、傷病による酪農ヘルパー利用が増大しており、安心して治療に専念できるよう傷病時ヘルパー利用料金の一部支援を行ってまいります。

標茶町育成牧場におきましては、第8回全日本B&Wショーにおいてグランドチャンピオン牛を輩出するという快挙を達成しました。これは、放牧と粗飼料主体の管理に対する評価と捉え、一般農場でも実践できる飼養管理技術として整理し、フィードバックするよう努めるとともに、利用者が「長期的に見たコストの削減」を達成することで、国際的な競争力を獲得できるよう、その環境整備に努めてまいります。

また、TPP交渉につきましては、その本質を考えると、酪農畜産を始め、私たちが暮らすこの地域に及ぼす影響は大きく、わが国の食料生産を守るためにも消費者の理解を得ながら、断固として反対してまいります。

林業を取り巻く状況は依然として厳しく、国におきましては、森林・林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築へ寄与しようとしています。その方策の一つとして、本町におきましても林業専用道による路網整備を引き続き推進するほか、かねてから課題となっていました森林GISを整備し、施業の効率化を図ってまいります。

農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊の運用に加え、有害駆除を効率的に実施するほか、「わな免許」の取得促進と「わなの貸出し」により農林業者の自衛策の向上を図るとともに、資源としての有効利用を推進してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業へ引き続き支援

を進めるとともに、漁場であります湖沼の環境保全に地域住民とともに努めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と密接な連携を図りつつ、ニーズに応える魅力ある商店街づくりや出前商店街などの意欲的な取組を促進し、G o G o チャレンジショップ事業を引き続き推進し新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などにおいて意見を伺い、積極的な支援を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

国の経済成長戦略の柱ともなっております観光の推進につきましては、観光振興計画に沿って、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かし、観光協会を始めとする関係団体や圏域関係機関と連携を強化し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、厳しい経済状況のもと、単独公共事業の早期発注、冬期雇用対策事業や緊急雇用対策事業の展開、町内における起業や事業拡大及び企業誘致の推進や進出に対する支援など、雇用機会拡大を目指し、商工会等と連携し進めてまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、地域社会全体の体制として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園と幼稚園が完成しましたので、合築のメリットを生かした保育を進めてまいります。

さらには、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題を持つ児童の療育など、子育て支援センターや子ども発達支援センターを中心として、家族への支援を含めた育児支援を展開してまいります。

また、旧幼稚園舎を標茶児童館としてリニューアルオープンし、子育て支援事業を含めた新たな事業展開を図ってまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加や特産品の開発など、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、次代を担う若者達の元気な活躍も本町にとってなくてはならない貴重な財産であり、引き続き教育振興会を通じた支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

6. ともに進めるまちづくり

地域主権の本質は、行政主導のまちづくりではなく、主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を意識し、お互いに支え合いながら行動していくことにあると考えております。

脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、わが町の誇りであり、その礎となりました町内会・地域会の活動は、本町のまちづくりの根幹でもあります。この理念が世代を超えて受け継がれて行くよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

「協働のまちづくり」の推進におきましては、情報の共有化は不可欠であり、今後とも広

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

報広聴活動の充実に努めてまいりますとともに、各種団体、特に女性団体の主体的な活動を促進し、審議会や各種委員会などへ積極的な女性の参画を進めてまいります。

そのためにも、行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化は避けて通れない最優先課題であります。

第3期行政改革実施計画に基づき、本年度も限られた財源で多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、行政の効率化を図るため組織・機構の見直しを実施するとともに、健全な財政運営を図りながら、行政改革の基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指して住民とともに考え、行動するまちづくりに取り組んでまいります。

以上、平成25年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

各国では、社会保障費の膨張に対処するため、低所得者に負担感の強い付加価値税増税が選択されてきていますが、それに伴い、低税率国へ逃避しようとする企業や富裕層に対し、国際社会が連携して応分の負担を求める取り組みを強化する動きが広がっており、国境を越えてグローバルに移動するGDPの7倍ともいわれるカネのコントロールが最大の問題として俎上に載せられてきています。

私は、これまでも申し上げているように、社会の在り様として、子どもやお年寄り、障がいを持つ人など、弱い人を思いやる心を大事に、法やルールを守り、きちんと税金を払った人が安心して老後を迎えることのできる社会が、最優先であると考えています。

本町には、先人から受け継いだかけがえのない有形無形の貴重な財産があります。それは同時に、未来からの預かりものでもあり、次の世代に少しでもより良いものとして、誇りをもって手渡していくため、そして誰もが「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指して、町民が主役、主体のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成25年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

昨年の京都大学教授山中伸弥氏のノーベル賞受賞やロンドンオリンピックにおける日本人選手の活躍は、東日本大震災の傷跡が残る日本に、自信と希望を与えました。一方、いじめや体罰による児童生徒の自殺が社会問題に発展し、教育に対する国民の目は一層厳しさを増しております。少子高齢化とグローバル化が急速に進む中、これら教育の成果や課題を踏まえ、これからの社会を力強く生き抜くために、子どもたちにどのような力を身に付けさせるべきかが問われています。

国においては、教育基本法の教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育んでいくこと

が求められております。

その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

本町におきましても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

教育基本法等の改正を背景に改訂告示された学習指導要領が小学校においては平成23年度から実施され、中学校においては平成24年度から全面実施されました。現行の学習指導要領においても、「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが一層求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程編成・実施・改善に取り組んでまいります。

小学校においては、5年生から導入された外国語活動において、これまでの成果を踏まえ、ALTを効果的に活用しながら、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めてまいります。

中学校においては、新しく導入された武道・和楽器の学習につきまして引き続き支援し内容の充実を図ります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

学校運営は、現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取組の過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。

そのために、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあって、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保證することが求められております。

そのために、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

平成25年度も指導力向上を目指す2校を研究校に指定し学校を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会や講座の開催や、参加への呼びかけ等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、基礎・基本を明らかにした指導計画を作成するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業を工夫してまいります。

また、子どもをつまづきをフォローする等、基礎・基本を確実に習得できるよう努めてまいります。

なお、確かな学力の育成においては、その前提として、子どもたちの学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。

そのため本町において、「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況や「学習に対する意識」等を的確に把握し、授業改善や校内研修における仮説検証、学校改善プラン等に生かしてまいります。

また、全国学力・学習状況調査から得られた結果を分析し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童・生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補足的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実に努めるとともに、一人ひとりが学習に意欲を持っ

て取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実に努めてまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方や態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実に努めてまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の様子を紙面に紹介するなど学校の取組を積極的にアピールし、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

これまで取り組んできたいじめ実態調査については、引き続き実施するとともに、リーフレットの作成・公開を活用し、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を継続してまいります。

不登校への対応については、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

先の東日本大震災以降、児童・生徒の健康・安全への指導の重要性が高まっております。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるように、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めて参ります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、食の安全性がより求められている今日、使用する食材の厳選、可能な限りの地場産品活用、徹底した衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計画や支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交

流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に1名、標茶中学校に3名配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育所との連携を深めるとともに、完成した「合築施設」の長所を活かした運営に努めてまいります。

幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、引き続き標茶小学校の外構整備を実施します。また、施設の老朽化、耐震補強対策につきましては、実施に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の初年度になります。過去5年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、社会教育委員会を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。

《社会教育の推進》

住民一人一人が充実した人生を送るために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。

具体的には、住民の学習活動の拠点である社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題と併せて、学習機会の創造に努めます。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据え、検討してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で子育てサポート等、家庭教育を支援していく体制の構築に努めます。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが必要であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。また、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その機能が充分発揮できるよう支援してまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア活動等の提供により、「自分を表現する力」「協力する力」「あきらめない力」を引き出し、自主性・自発性を養うため、本年度も「しべちやアドベンチャースクール」を開講いたします。また、地域の大人によるボランティアが、子どもたちに遊びや体験を通して知恵や工夫することを伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、地域の教育力と併せて、少年の社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、若者自身が感じている生活課題や地域課題に向き合い、若者がもつ発想や行動力を生かせるネットワークづくりに取り組みます。また、近い将来、社会人の仲間入りをする高校生を対象に、体験学習や少年の主張大会等、児童・生徒を対象とした事業にボランティアスタッフとして、社会的役割に参画できる機会の提供に努めます。更に、成人式前夜祭の開催に向けた、新成人による実行委員会を支援します。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための情報提供と支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等、目覚しい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しております。今後とも女性団体と連携した研修機会の支援と、より一層女性が社会参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

更に、釧路短期大学との連携で作成した生涯学習講座のためのテキストを活用した郷土の歴史講座等を引き続き開催してまいります。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であり、ますます高齢化が進む中、各公民館で行われている「高齢者講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、

豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者が健やかで充実した生活を営むことができるよう、公民館講座等の充実と社会参加の機会の確保に努めてまいります。

《スポーツの振興》

「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とのスポーツ基本法の理念に基づき、住民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが一層求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者までを対象にした各種スポーツ大会や各種教室を引き続き開催してまいります。

スポーツ推進委員の活動においては、スポーツに関する指導助言にとどまらず、スポーツに関する事業への参画や地域住民と行政の橋渡しなど連絡調整の職務が法的に規定されましたが、スポーツ推進委員が活動しやすい環境の整備に努めてまいります。また、スポーツ推進委員を中心とした、年齢・性別を問わず手軽にできる軽スポーツの普及に努めます。

障がい者スポーツについては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めます。

スポーツと福祉・保健・医療との連携による、成人病予防や高齢者の転倒骨折予防教室と併せて教室OBによる自主サークルへの運動指導についても、健康づくり運動指導員を核とした指導体制の充実を努めてまいります。健康づくり運動専門員による専門的な理論に基づく技術指導の充実を図るとともに、様々な健康状況に合わせた指導メニューの提供に努めてまいります。併せて、健康づくり運動指導員の養成講習会を開催します。

また、子どもの体力の低下傾向が指摘されておりますが、本町においては、スポーツ少年団本部を中心とした、各種スポーツ少年団活動が盛んに展開されており、多くの子ども達が活動しております。

子ども達が放課後や余暇時間にスポーツ活動が円滑にできるよう環境整備に努めてまいります。また、スポーツ合宿で本町に訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めます。また、運営上生じる課題については、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

《文化の振興》

本町は6つの公民館を拠点として、自主的に地域の特色を生かした文化活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭等はそれぞれ創造性豊かな取り組みがなされております。

更に、住民の自主的な企画・運営によって文化講演会やコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されているものと評価しております。こうした気運を維持、発展させるために、引き続き情報提供と支援に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

優れた芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

《文化財の保護と活用》

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあつては本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

特に、埋蔵文化財は全道有数の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されております。「北海道縄文のまち連絡会」は現在道内21の市町が加盟しており、縄文遺跡がもつ意義や魅力を情報発信するとともに、ネットワーク化を図り、縄文文化を観光資源等まちづくりに活用する方策を探るべく、遺跡のデータベース事業による「北海道縄文のまちハンドブック」を作成しております。また、標茶縄文会が町内に点在する縄文遺跡の代表的な遺跡に、内容の周知を図る解説板を順次設置し、郷土学習や観光振興に役立てる取り組みに対し、財政的な支援を継続してまいります。

指定文化財の保護と活用については、2件の有形文化財と6件の天然記念物を指定しております。特に、旧北海道集治監釧路分監の本館であった郷土館をはじめとする文化財の適切な活用方法も含めて保存と維持管理、更には、200カ所以上ある埋蔵文化財の保護意識の高揚と普及に努めてまいります。

《図書館の活動》

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

平成21年度から国の補助事業を活用して着手してきました蔵書管理の電算化につきましては、資料のデータ入力に目処がつかしましたので、平成25年度中に蔵書検索システムの運用をめざします。図書利用の促進については、いままで以上に、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。更には、高齢や身体に障がいのある方で図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

子どもの情操形成の過程において重要な児童奉仕については、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るために、引き続き、子育て支援センターとの連携による絵本の読み聞かせ会や司書による学校訪問の実施等、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間等での図書の活用の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、図書館ロビー展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための郷土資料の活用と情報の発信

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

に努めてまいります。

収蔵庫の改築・増設により、資料の受け入れ・保存の環境が飛躍的に整備されたことに伴い、平成21年度から国の補助事業を活用した埋蔵文化財資料と未登録民具資料の整理に一定の目処がついたところではありますが、新規登録資料を中心とした移動展や施設内ミニ企画展の実施と併せて、学芸員それぞれの専門分野である歴史・自然講座の開設などに引き続き取り組んでまいります。

更に、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

◎議案第70号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。議案第70号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会・委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員長（林 博君）（登壇） 委員会審査報告書。

平成24年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

- 1 事件番号 議案第70号
- 2 事件名 標茶町暴力団排除条例の制定について
- 3 審査経過 審査日：平成25年1月30日委員会開催
- 4 審査結果 原案可決すべきもの

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第70号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、議案第70号は、原案可決されました。

◎議案第75号・議案第76号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第75号・議案第76号を一括議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会・委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長(田中敏文君)(登壇) 委員会審査報告書。

平成24年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1 事件番号及び事件名 議案第75号。標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第76号。標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

2 調査経過 審査日：平成25年1月21日 委員会開催

3 審査結果 いずれも原案可決すべきもの

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第75号・議案第76号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、議案第75号・議案第76号は、原案可決されました。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

◎議案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第1号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会・委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 委員会審査報告書。

平成25年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

- 1 事件番号 議案第1号
- 2 事件名 標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 3 審査経過 審査日：平成25年2月7日 委員会開催
- 4 審査結果 原案可決すべきもの

よって、委員会審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第1号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、議案第1号は、原案可決されました。

◎議案第3号ないし議案第5号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第3号・議案第4号・議案第5号を一括議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会・委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員長（林 博君）（登壇） 委員会審査報告書。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

平成25年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1 事件番号及び事件名 議案第3号。標茶町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

議案第4号。標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定について。

議案第5号。標茶町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について。

2. 審査経過 審査日：平成25年1月30日 委員会開催

3. 審査結果 いずれも原案可決すべきもの

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
議案第3号・議案第4号・議案第5号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。
よって、議案第3号・議案第4号・議案第5号は、原案可決されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第9。総務経済委員会所管調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員長（林 博君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1 調査事項 （1）本町における合併処理浄化槽の普及及び促進について
総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時と場所については記載のとおりです。

1. 調査事項 （1）本町における合併処理浄化槽の普及及び促進について

2. 出席者についても、記載のとおりですので省略させていただきます。

3. 調査の経過及び内容

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

標茶町生活排水処理基本計画（案）に基づき、本町における下水道整備の状況と合併処理浄化槽を中心とした今後の生活排水処理計画について、担当課より説明を受けた。

本町では昭和53年度（昭和62年10月供用開始）から都市計画区域内用途地域を中心に公共下水道の整備が進められ、平成10年度に虹別地区を農業集落排水（平成13年度供用開始）、平成17年度に塘路地区を特定環境保全公共下水道（平成19年3月供用開始）、平成21年度には磯分内地区も特定環境保全公共下水道（平成24年3月一部供用開始）により下水道整備が進められてきた。

平成23年度における本町の生活排水の水洗化人口率は60.8%（公共下水道54.8%、合併処理浄化槽6.0%）となっている。下水道区域内は、今後下水道整備が進むことで非水洗化人口は解消されていくが、下水道区域外については、すでに合併処理浄化槽を設置している世帯を除き、依然として、し尿を除いた生活雑排水が未処理のまま放流されていくことになるため、公共用水域の水質悪化等の観点からも喫緊の課題となっている。

現在、標茶町生活排水処理計画を平成25年度に策定するため、準備を進めている。この計画は、平成34年度を目標として、下水道計画区域では未水洗化家屋の解消に努めるとともに、下水道計画区域以外については、個別の合併処理浄化槽により整備を進め、生活排水処理率を92%まで引き上げることを基本方針としている。

また、合併処理浄化槽の普及を図るため、多額の費用がかかる設置費用に対し、町独自で助成制度を設け、合併処理浄化槽の設置に係る個人負担を公共下水道事業での個人負担額と同程度となるよう検討している。

4. 委員会の所見

本町の生活排水処理は、市街地を中心に公共下水道事業等が進められ生活環境が整ってきているが、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽設置世帯を除いては未処理のまま放流されているのが現状であり、生活環境の改善、自然環境の保全のためにも早急に合併処理浄化槽の設置を進めることが望まれる。

高齢化や過疎化が進む中ではあるが、生活排水対策の必要性を理解いただき、普及、促進のために啓発活動を行い、住民の要望に応え少しでも早く設置可能となるよう、個人負担の軽減を図り事業推進に努力されることに期待する。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を、終了いたします。

◎厚生文教委員会事務調査報告書

○議長（平川昌昭君） 日程第10。厚生文教委員会所管調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

- 1 調査事項 (1) 介護施設の現状について
(2) 農村地域における高齢者介護の課題について

2 出席者 記載のとおり。

3 調査の経過及び内容

(平成24年5月18日)

(1) 介護施設の現状について

介護老人福祉施設、釧路北園啓生園と道東勤医協老人保健施設、ケアコートひまわりを視察した。

北園啓生園の事業開始年は平成17年9月1日で、敷地面積9,024㎡、鉄筋コンクリート二階建、利用定員は90名。

一階は在宅サービス部門（介護予防事業）で老人短期入所施設（定員20名）と老人デイサービス（定員30名/日）を運営している。老人短期入所施設は、全室個室形式で12名の介護員で入居者の生活を支援している。老人デイサービス1日、30名を受け入れている。

二階は1ユニット個室10名の7ユニットで構成されていた。

遠方からこられた家族に対して、宿泊施設を完備していたのが印象的であった。

ユニークな取組としては、専任のボランティアコーディネーターを配置し地域への協力呼びかけを行っている。また、学校がそばにあることから小学生との交流も盛んである。

ケアコートひまわりは、鉄筋コンクリート3階建て、延床面積4,570平方メートルで入所定員90名。入所定員の内訳は、一般棟50名、認知症専門棟40名であり、それぞれの棟で合計10名のショートステイを受け入れている。また、デイケア定員78名も受け入れている。

併設された釧路協立病院との医療連携により緊急時等に必要な医療を提供できる環境にあった。

経営面では、2006年の介護報酬改定から赤字となり、厳しい経営状況が続いている。2010年から「無料定額老健」を開始し、所得の低い方にも安心して利用してもらっている。また、この実績により固定資産税が減免となった。（年額840万円）

(平成24年9月28日)

(1) 介護施設の現状について

(2) 農村地域における高齢者介護の課題について

本町の農村地域の要介護認定者の現状、介護施設入所者及び待機者の現状について、資料に基づき説明を受けた。

〈内容〉

地域別高齢者数等の状況、地域別要介護認定者数状況、介護施設等利用者数比較表、標茶町デイサービス利用状況、短期入所利用状況、特別養護老人ホームやすらぎ園入園状況、やすらぎ園入園待機者の状況。

(平成24年10月26日)

介護施設の現状について

有限会社こすもすを視察した。

「こすもす」では、訪問介護事業所のほか、いわゆる「老人対応型下宿」として個室で11名が生活していた。「こすもす」からデイサービスに通うことができ、また、下宿内で入浴時には介護などを受けることもできる。できるだけ在宅と同じ生活ができるように配慮され、年齢の制限もない。

下宿で生活している人の話では、温泉が楽しみという声も聞かれた。

(平成24年11月15日)

(1) 介護施設の現状について

(2) 農村地域における高齢者介護の課題について

J A道東あさひケアセンターを視察した。

総床面積 1,389.38 平方メートルでデイサービス 790.6 平方メートル、高齢者生活ハウス 598.7 平方メートルで通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業をおこない、併設した高齢者生活ハウス 10 室を運営し配食サービスを利用者に提供していた。

設立時の経過は平成 11 年町長と組合長との懇談で、施設は町で建設し運営は民間の J Aで行うこととして、先進地の福岡県へ役員全員で福祉についての役割を視察にいった後、指定管理者制度で、町から無償で借り受け、平成 12 年 4 月 1 日、介護保険制度とともに発足、西春別ケアセンターをスタートし、平成 21 年 4 月 J A 合併後、道東あさひケアセンターとなった。

高齢者生活ハウスに入所されている方々の介護度が高くなり認知症等に対する今後の取組が課題だと話されていた。

(平成 25 年 1 月 21 日)

(1) 介護施設の現状について

(2) 農村地域における高齢者介護の課題について

J A 標茶会議室にて高取組合長、佐々木参事、高橋管理部長と農村における高齢者介護の課題について、意見交換をした。会議資料として農協から、各農家の介護サービスについてのアンケート結果の一部について説明を受けた。

アンケートでは、一部重複している数字ではあるが、約 30%の農家に介護利用者に該当する人や介護サービスを受けている人がいることが明らかになった。

家族の健康と福祉での要望では、ホームヘルパー事業の実施が 10.3%、町の介護事業との連携による対応が 31.3%という点が特徴的であった。一方、無回答が 59%であることも報告された。

組合長からは、山口県内の介護施設の視察に行ったと話があった。茶安別地区では、日中に農村高齢者のつどいを企画したが参加者が少なく中止した経緯も説明された。

現状では、「農協が自ら施設をつくり介護事業を行うのは困難である。施設の経営は、基本的に行政の役割と考える。釧路町農協と合併したので、標茶だけで決めるのは簡単ではないが、空き家、使用されていない教員住宅、学校等も活用した介護施設も考えるべきだと思う。

農村の高齢者対策について真剣に考える時期に来ている。高齢者の介護予防が主眼と思う。現状では困難な点もあるが、人を運ぶこと、農協の施設を貸すなどは協力できると思う。」と

述べ、今後、さらに実態を把握していきたい。また、町としてもやってほしいと述べられ

た。

4. 委員会の所見

市街地では、生活に必要な施設や医療機関が集中しているため、一人でも用事がこなせる利便性がある反面、近隣との接点か少なくなっている傾向もあり、高齢者世帯等の見守り体制が作りにくいという課題がある。

農村地域では、比較的地域のつながりが残っている反面、交通の便が悪く、商店も少ないなど利便性に欠けている。

ひとり暮らし、高齢者だけの世帯だけでなく、同居していても昼間はひとり暮らしとなる高齢者が増加している。これらの高齢者は、農村地域では農作業などの用事もあって生きがいづくりの環境に恵まれている側面もあるが、地域や近隣との接点が少ない高齢者が増えていると推測される。高齢者が孤立せずに住み慣れた地域で暮らし続けるための取り組みが必要である。

高齢者世帯の増加とともに、老々介護等が増加している中で、在宅介護に限界を感じ、施設入所を希望している人が増加している状況である。また、在宅での生活を続けたいという希望に応えられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携した在宅サービスの充実を図る必要がある。

市街地では空き家等を活用した集いの場づくり、農村地域では田園環境を活用した生きがい活動の場づくりなど、それぞれの地域特性を生かした「健康長寿のまちづくり」に結びつく地域資源があり、今後はさらに一歩進んで、施設の人的・物的資源を地域に展開し、在宅サービスの拠点を各地区に設けて、地域の高齢者を支援するとともに、各地域に通所介護の拠点を設け、積極的にその機能を、高齢者にとって身近な地域で提供することで、地域交通の確保や地域同士の交流促進などによって、これらの地域資源を活用し、いつまでも元気に暮らせるまちづくりの推進が求められる。

農村地域の高齢者介護においては、町、JAは、さらに提携し、実態を把握し、早急に高齢者対策を進めていくことが必要である。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。陳情第1号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、総務経済委員会に付託いたします。

平成 25 年標茶町議会第 1 回定例会会議録

◎陳情第 2 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 12。陳情第 2 号を議題といたします。

本案は、会議規則第 90 条第 1 項の規定を準用する会議規則第 93 条の規定により、陳情第 2 号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎陳情第 3 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 13。陳情第 3 号を議題といたします。

本案は、会議規則第 90 条第 1 項の規定を準用する会議規則第 93 条の規定により、陳情第 3 号は、総務経済委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第 14。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13 番・川村議員。

○13 番（川村多美男君）（登壇） さきに通告いたしました 4 件について質問をさせていただきたいのですが、午前中の町長の本年の執行方針と、かなりリンクしている部分もありますが、議長並びに町長の特段のご配慮をいただきながら、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、五十石橋及び塘路橋の整備について質問させていただきます。

標茶市街から塘路市街まで 8 カ所の橋梁が設置され、特に五十石橋と塘路橋は幅員が狭いため、冬期間、大型車は当然だが、普通車同士が交差する、通過する際でも大変危険な状況である。交通安全対策の観点からも、早期に橋梁幅員の拡幅等が必要であり、平成 12 年の一般質問で道路管理者に対して強く要請することを提案した経緯があることから、次の 2 点について伺います。

一点目は、五十石橋は昭和 43 年に架設され、築 44 年が経過し、橋梁幅員が狭いままであり、早期の橋梁の拡幅、かけかえを切望していた。今般、橋梁の調査が行われ、「国道 391 号五十石橋の予備設計及び工事の実施に必要な基礎資料を得るための調査」との情報を得ましたが、本町の住民や利用者にとって待望のニュースであると考えます。

本町に対し、釧路開発建設部からの情報は、いつごろあったのか。また、長きにわたる懸案の五十石橋整備への兆候を町はどのように受けとめているのか伺います。

次に、塘路橋は、昭和 36 年に架設され築 51 年が経過し、幅員も狭く老朽化も否めないが、標茶市街地から釧路市まで救急車で急患者の救急搬送や生乳の搬送等々、国道 391 号線は本町にとって最重要な一般国道であり、早期の橋梁の拡幅や橋梁のかけかえについては、長

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

年にわたり歴代の町長が道路管理者に対しての要望活動を行ってきており、敬意を表するところであるが、塘路橋についても、交通安全対策、減災・防災の観点から、引き続き早期整備の実現に向け、要望活動を推進すべきと考えるが、所見を伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番・川村議員の五十石橋及び塘路橋の整備についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の2つの橋梁の拡幅要望につきましては、懸案事項として、長年、継続要望をしながら協議を続けてまいりましたが、いずれも橋の幅員は道路構造の規定上、違反している橋梁幅員とはなっておらず、余裕幅が少ない「狭小橋梁」と呼ばれております。

これまで、この狭小橋梁は国道だけでも全国、全道に多数存在することなど、優先度等から事業化が非常に困難な状況があることをこれまで伺っておりました。

しかしながら、今般、東日本大震災の教訓から防災・減災の機運が高まり、その中にあって、国道391号線は本町にとって平常時、災害時を問わず住民生活にとって最重要路線の一つであり、今般の五十石橋整備に係る事業目的も、耐震対策に伴う地震時緊急輸送路のネットワークとしての機能確保を図るために、現橋の耐震補強とかけかえのコストの検討も経て、かけかえが進められることとなりました。

なお、新橋の架設位置は、現橋より下流側に計画されております。

お尋ねの一点目、かけかえ事業情報の提供時期についてでございますが、昨年11月に既に進行していた机上の予備設計に加えて、現地調査着手について情報提供を受けました。その後、設計計画案の具体的な説明を伺ったのは、本年2月上旬でございます。

二点目の五十石橋整備の兆候に対する町の見解でございますが、長年継続要望してまいりました五十石橋整備が実現したことは、誠に喜ばしく、また、切望しておりました幅員拡幅につきましては、6メートルから8.5メートルに拡幅され、橋の右岸、左岸の国道取り付け曲線半径も現状より改善される計画となっており、この点も要望事項が実現したものと考えております。町といたしましても、多くの町民の念願であった五十石橋かけかえ事業が順調に進行し、早期完成することを願っております。

次に、塘路橋についてでございますが、平成16年から懸案事項として要望を継続しておりますが、国立公園と隣接する位置的な課題や前段申し上げました狭小橋梁改築に対する事業化の困難さ等々を理解しつつ、様々な観点から関係機関に対し誠意を持って要望協議を継続し、早期整備の実現に向けて努力してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま町長から詳しく説明をいただきました。

早いもので、私が12年度に質問させていただいてから25年度で13年目を迎えることなるのですけれども、今ご答弁あったように、現在の橋の下流の方に、かなり、今よりも幅の広い新しい橋をかけかえるということが見えてきたなど、このように思います。

橋梁の狭い今までの道路は違反ではないが、大変、利用者にとっては、特に冬期間におきましては両端に雪がたまって、普通自動車が通る際でも危ないという感じがずっとあったわ

けでございまして、今、町長おっしゃったように、そういう計画がされて何年先に新しい橋ができるかは、わかりませんけれども、一年でも早く新しい安全な橋ができればいいなど、このように思うところございまして、次に塘路橋についてですけれども、これも道路の幅から見ると少し狭い感じがずっとしておりました。そういう橋なのだと言われれば、それまでなのですが、やはりこれも大型の自動車が交差するには大変危ない橋だということで認識しておりまして、これについても13年前に、あわせて当時の町長に要望してきたところがございます。

昨年の12月に政権も新政権にかわりまして、釧路開建の2012年度補正予算も7.8%増額されたということも報道されておりましたし、国道等のインフラ整備の促進も大いに期待できるのかなと私自身は思っております。

町長におかれましては、五十石橋とあわせて塘路橋についても、今後、管理者に対しての要望活動の継続をぜひ行っていただきたいなど、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 要望については、機会あるごとにいろんな方面にそういう町の要望というのは、してまいりたいと、そのように考えておりますので。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 次に、2件目でございますが、これも午前中の町長の執行方針の中でも触れられておりました標茶町ごみ焼却施設の今後の施策についてでございますが、質問させていただきたいと思っております。

本町のごみ処理施設の現状と今後のあり方については、平成22年の厚生文教委員会所管事務調査で、ごみ焼却施設の耐用年、起債償還年、ダイオキシン対策等の説明を受け、ごみ焼却施設・最終処分場等の視察を行った経緯がありますが、それから4年目に入ることになるが、行政においても喫緊の課題と考えることから、以下の点について伺いたいと、このことございまして、1点目、現有施設のリニューアル（修繕等を含む）をしながら施設の延命を図って使用する考えはあるのか。その場合、何年程度の使用が可能と考えているのか。

2点目に、また、その他の選択肢としては、釧路広域連合への加入や、現在広域に加入していない町による新たな広域処理などが考えられますが、現時点でのごみ焼却施設の将来に向けた施策について伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次に、標茶町ごみ焼却施設の今後の施策についてのお尋ねにお答えをいたします。

本町のごみ焼却施設は、平成7年3月に竣工し、平成14年にはダイオキシン対策の改修工事を行い、現在に至っておりますが、ごみ焼却施設の耐用年限は平成24年であり、既に耐用年数を経過しております。

今後、何年程度の使用が可能と考えているのかとのお尋ねですが、廃棄物処理施設の改良工事による延命化を検討する場合の採択基準に、改良後の施設の稼働エネルギーの消費に伴い、排出される二酸化炭素の量が3%以上削減されること、改修後は連続運転等が条件となるなど、現施設での本格的な改修は困難であると考えております。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

また、現在の施設維持につきましては、近年は毎年1,000万円程度の修繕及び補修費を投入し、維持を行っているところでありますので、今後のごみ処理方針を早急に決定し、その実現に要する期間を見定め、町民生活に支障のないよう十分な期間を確保してまいりたいと考えております。

次に、現時点での将来の方向性であります。平成18年に釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村を構成団体とする釧路広域連合清掃工場が稼働しております。

また、当時、広域に加盟していなかった厚岸町、弟子屈町、浜中町、標茶町の4町による広域処理に関する協議も、平成19年から継続的に行ってきております。直近では、昨年11月に4町協議を行い、情報交換を行っております。その中では、残る町での広域での可能性等について協議を行いましたが、弟子屈町は平成21年4月に釧路広域連合に加入しており、浜中町は平成21年度から根室市に可燃ごみの処理を委託しております。厚岸町は現施設の改修費の償還が終了する平成28年度以降については、釧路広域への加入を検討しているとの状況から、残された複数町による新たな広域処理については、困難な状況にあります。

廃棄物処理の基本方針において、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用施設整備、焼却処理に当たっては、ごみ発電等による熱回収施設であること、原則広域処理でなければ国の交付金を受けることができない状況も考慮しながら、釧路広域連合への加入も選択肢の一つとしつつ、町単独での固形燃料化、炭化や高温高圧処理、助燃剤などによる熱回収施設や生ごみの堆肥化などの可能性について、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、この検討につきましては、川村議員の次の最終処分場の質問にも関連いたしますが、平成25年度に一般廃棄物処理基本方針を策定予定であります。現在、道庁と協議を行っている中でも、焼却炉の今後の方針も含めて整理することが求められていることから、平成25年11月までに一定の方向性を出さなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 一点目の現有施設のリニューアル、修繕等をしながら施設の延命を図って使用する考えはあるかとの問いに対しましては、かなりこれから稼働させていくのが難しいというふうに受け取ったのですが、今すぐごみ処理施設の炉を消してしまうという事はできないと思いますが、24年で耐用年限を迎えるということで、25年に、もう3月に入りましたけれども、今後1年か2年、または3年、4年くらい、今の施設を継続しながら使用していくのかなと思っておりますが、その辺はどうなのか。

それから、使用していくとすれば、聞いたところによりますと、鹿等を焼却するために炉がかなり損傷しているということも聞いておりますし、延長するとしたらその期間は大丈夫なのかなど。

それからまた、鹿を、かなり大きいものですから、搬入する際にかなり人間の手をかけて、ある一定の程度に細かく裁断して入れなければならないのだということも聞いておりますけれども、搬入庫を広げて改善していくというような考えは今現在あるのか、聞いておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほど基本的な考え方についてはお答えをしたように、現有施設を改修して、それ以後、長期にわたって使うということに関しては、非常に困難であると、そのように判断をしております。広域組合への加入というのも一つの選択肢であろうと思っております。ただ、そのことと、また町単独でやる場合に、これは交付金等は期待できませんが、もし、どうしても町単独ということになれば、手法としては固形燃料化、炭化、高温高圧処理等々のいろんな課題を乗り越えなければならない。いずれにいたしましても、今年の11月までに町の方向を出さなければなりませんので、その中で、方向性というものを出してまいりたい。それで、その間、もし方向性を出すまでの間としては、耐用年数は既に超えてきておりますけれども、それは必要な修理を行いながら、住民生活に支障を来さないような形の中で対応してまいりたい、そのように考えておりますので、是非、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

ことしの11月までに方向性を出すということでございます。

将来的に本町内の家庭系や事業系から出される一般廃棄物、そういうものを選択、どのような施設を導入するか、今町長おっしゃられましたとおり、これから関係部署とも検討しながら考えていくのかなど、このように思っておりますけれども、行政にとっても町民にとっても最良、最善な施設の選択をご期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、三点目、一般廃棄物最終処分場の新・増設についてでございます。

これも町長の施政方針の中でも述べられておりましたけれども、確認の意味でも質問させていただきたいと、このように思います。

一般廃棄物最終処分場は、平成5年から6年に建設されてから19年が経過しておりますが、現有処分場の埋立残余容量は今後何年くらいあるのか。

また、新設及び増設等、現時点でどのような施策を考えているのか伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次に、一般廃棄物最終処分場の新・増設についてのお尋ねにお答えをいたします。

現在、施設につきましては、平成7年度から供用を開始しており、既に17年が経過しております。計画では、第1期埋立処分場の埋立期間を10年間として申請を行っておりますが、埋立開始後から排出抑制及びリサイクル率の向上に伴い、延命が図られているところであります。

現有施設の埋立可能年数につきましては、平成24年10月時点で実施した残余容量調査の結果、5年10カ月となり、平成30年7月までとなっております。

これらの結果を受けて、現在、第2期埋立処分場の整備に向けて作業に着手しており、平成30年度から供用を開始し、15年間の埋立期間を想定しております。

また、財源につきましては、交付金事業採択を目指し、道庁との協議を進めており、平成25年11月までに一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画の提出が必要なことから、その中で、さらに詳細について示してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 24年10月に残余容量の調査をしたということでございまして、現有施設は30年ですから、あと5年後の7月で満杯になると、役目を終えるということになりますね。

それで、増設か新設かは、まだ決定していないということで理解していいのか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 決定ということは、財源等の問題がありまして、道庁と今、協議を進めておりまして、これがうまくいけば、それは問題はないわけですがけれども、うまくいかなかった場合にどうするか、ということに関して言うと、いずれにしても必要なものである以上、何らかの形の対応はしなければいけませんけれども、現在は、交付金事業採択を最優先に事業を進めているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） それはわかりました。ただ、心配、僕もしたのですけれども、今の現有施設を拡大して使う場合と、それから新たにつくる場合に、補助金がついたとか、そういう場合に、そういうことになっていくと思うのですが、東側というのかな、北側というのか、今の施設の。その施設にゴムシートを敷いて、ずっと下のほうに持っていったるプールありますよね、廃液プールというのかな、そのプールのあり方は、今のまんまで使用していけるのかどうか。それから、そのプールをもう少し大きくしなければならないのか。それから、そのプールから最終処分場というのか、廃液の施設は、今のまんまで使うのか、それともまた、それなりに合わせて新設していくのか、その辺について聞きたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをしておりますけれども、現在、許可を受けている面積の中の残余容量というのが、まだ、あるわけございまして、その部分についてと言うと、現状の施設で十分ということになります。ただ、それ以後についても計画をすることになっておりますので、それ以後については、調査をした結果としてどういった形の施設が必要か等々については、出てきて、それに対応しなければいけない、そう思っております。

○議長（平川昌昭君） 13番川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

それでは、次の質問をいたしたいと思います。

四点目には、給食アレルギー事故の未然防止対策について質問させていただきたいと思えます。

東京調布市の小学校で昨年12月、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状「アナフィラキシーショック」の疑いで亡くなった問題を受け、給食のアレルギー対策が改めて問われている。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、再発防止策の構築を急がなければならないと考えることから、以下について伺います。

一点目は、保育園、幼稚園の入園前及び小中学校入学前に、子供の保護者から食物アレルギーの有無やアレルギー食材の特定調査は実施しているか。

二点目に、保育園、幼稚園及び小中学校の子供の食物アレルギーの実態はどのようになっ

ているのか。

三点目に、保育園、幼稚園、小中学校でのアレルギー疾患のある子供への対応指針、また給食で重篤な症状が起きた場合の対応指針はあるのか。

それから四点目に、どこの保育所、保育園、幼稚園や小中学校でも、食物アレルギーの問題に直面する恐れがあり、緊急時には処方された注射薬、製品名エピペンを子供にかわって教職員や保育職員等が使用できる対応が必要である。自治体、教育委員会が率先して保育園の保育士や幼稚園、小中学校教職員の先頭に立ち、小児アレルギー専門医による研修を実施すべきと考えるが、所見を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次に、給食アレルギー事故の未然防止対策についてのお尋ねにお答えをいたします。

一点目の保育園、幼稚園入園前に保護者から食物アレルギーの有無、アレルギー食材の調査を実施しているか、とのお尋ねですが、入園前にそれぞれ生活実態調査票、家庭状況調査票を提出することとなっており、その中でアレルギー等の調査も行われております。

二点目の保育園、幼稚園の食物アレルギーの実態であります。保育園で7名、幼稚園で1名にアレルギーがあるとの回答を得ております。

三点目のアレルギー疾患のある子供への対応指針についてのお尋ねであります。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により対応を行うこととなっており、アレルギー疾患園児については、保護者よりアレルギー専門医師による診断書または指示書を提出することとなっており、当該園児の給食については、それらの関係書類の指示に基づき、完全除去食を提供しております。

四点目のアレルギー専門医による研修を実施すべき、とのお尋ねであります。現時点では医師の指示により急性症状を防ぐ自己注射薬を所持している園児はおりませんが、今後、医師の指示により自己注射薬を指示する園児が出た場合には、適切な対応ができるよう、保護者、保育園、そして主治医とも連携をとり、対応を図ってまいりたいと考えております。

また、保育園の研修につきましては、研修委員会を組織して自主的な運営を行っており、平成25年度は、食育を研修テーマとする予定となっていることから、その中でアレルギー等も含め研修が計画されているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 給食アレルギー事故の未然防止対策についての学校給食に関するご質問にお答えいたします。

一点目の小学校入学前の児童の保護者からの給食アレルギーの有無やアレルギー食材の特定調査は実施しているのかとのお尋ねであります。学校給食においては、年度当初に各学校を通じ、保護者に対して実施しております。

二点目の小中学校における食物アレルギー者数の実態についてであります。一点目の調査の結果、児童生徒の32名に食物アレルギーがあると回答しております。

三点目の給食時にアレルギー症状が起きた場合の対応方針はあるのか、とのご質問であります。学校給食衛生管理基準中に食物アレルギーの危機管理対策として発生時の対応策、未然防止策等、子細にわたり定められておりますので、これに基づき対応することになって

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

おります。

なお、本町独自の取り組みとしては、平成24年度から、そばの提供を取りやめているところでもあります。

四点目のアレルギー専門医による教職員に対する研修会を実施すべきとお尋ねですが、各小中学校には養護教諭及び栄養教諭が配置されております。教職員につきましては、管内・町内担当者の研修会を日常的あるいは定期的に行っております。従いまして、自前での研修実施は可能でありますので、専門医による研修会の開催は、現時点では考えておりません。

今後とも学校給食においては、より安全・安心で子供たちにおいしい給食提供に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 保育所、保育園児では7名でしょうか、幼稚園で1名、今、教育長から、小中学校まとめて32名ということでもいいのかな。そういうことで、まるっきりないわけでない。かなりいるな、ということがございます。24年から、そばは、やめたということもあります。

除去食も実施していますよ。ということなので、除去食のほうは、これ以上質問は、いたしません。

それから、対応指針ですけれども、これは保育所、保育園向けは厚生労働省、それから平成11年に出されているのがありまして、それから幼稚園、小中高に出されているガイドラインが、これは文科省から出されているのですが、そのガイドラインというものは現実にこの保育園だとか幼稚園、小中学校には存在しているのか、していないのか。その辺を聞いてみたいなど。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ガイドラインについては、保育園についても常備をされておりまして、保母にあっても十分理解していると、そのように私のほうは考えております。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、学校給食の衛生管理基準というのがありまして、危機管理対策の中に、それを入れておりまして、職員には、その辺の周知徹底はされているところでもあります。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 対応指針並びにそういうものは、幼稚園、それから保育所、小中学校にあるということで、私から言えば安心しているというふうには思います。それに沿って対応しているのだなということが確認できました。

研修についても、今までいろいろな養護教員だとか保健師さんだとか、そういう方々に夜、研修というのか、食育についても、除去食についても、食育の研修等でやっているよ、ということなので、これも安心しておりますけれども、いずれにしても本町の子供たちが安心し

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

て学校生活を送れるような給食時のアレルギー事故未然防止については、町長部局が管理する保育園、保育所、それから教育長関係では幼稚園、それから小中学校におきましても、今後とも積極的に取り組んでいただきたいなど要望して、終わりたいと思います。

一言決意を聞いて、終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども申し上げましたけれども、研修会等については独自に進めている部分もありますし、保育所側のほうで食育に絡めて研修会等を実施するという計画もあるということで、協議しながら、そちらのほうの研修にも参加するようなことも進めていければな、というふうに考えているところであります。

○13番（川村多美男君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番・川村君の一般質問を終わります。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 先に通告をしております地方交付税削減と地方公務員のさらなる給与削減についての考え方をお伺いしたいというふうに思います。

政府は、1月、国家公務員の平均7.8%給与削減に準じて、地方公務員の給与削減を要請する閣議決定をし、その給与削減相当分を地方交付税で削減することを含む2013年度予算案を国会に提出しました。国家公務員の給与削減の議論の際に、政府は、地方への給与削減の要請や、それを前提とした財政措置は行わないと明言をしております。今回の措置は、この方針を何の説明もなく変更するものです。

地方公務員給与は地域民間給与への影響があり、地域の賃金水準の低下と経済を停滞させる要因となるようなことは、私は認めることはできません。

また、安倍首相自身も春闘交渉前に企業に賃上げを求めています、真剣に労働者の賃上げを求めているのなら、全ての労働者の賃下げにつながる地方公務員の給与削減要請は直ちに撤回をするべきと考えますし、政府が今後、消費税増税や生活保護などの社会保障改悪によって国民に負担増を押しつけるための露払いとしているものとも考えます。

給与削減は、地域経済に大きな悪影響を与えることです。国家公務員給与削減の際に、労働問題の研究機関の試算によると、公務員の給与を例えば10%引き下げをした場合、その影響は626万人に及び、GDP、国内総生産は約3兆円減少、税収では5,000億円のマイナスになるとしております。

今回の給与削減は、こうした地域経済への悪影響を本格的に広げるものですし、デフレ脱却で消費者物価を2%上げることは2%の貨幣価値を下げることでもあり、生活は、ますます苦しくなる状況です。

また、地方公務員への給与削減要請は、地方自治の原則を踏みにじるものであることです。

地方公務員の給与等労働条件は、地方公務員法により、それぞれの自治体で議会の議決を得て条例で定められるものです。政府が給与削減することを前提に相当額の地方交付税から削減することは、事実上の強要となり、地方への介入と考えます。

今回の政府の予算措置に対して、知事会など地方六団体も、地方交付税を国の政策目的を

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

達成するための手段として用いることは、地方固有財源という性格を否定するもので、断じて行うべきではないとしております。

町長はこうした国の一方的なやり方について、どのように考えているのかをお伺いいたします。

また、本町職員の給与等については、町独自の削減をしてきていますし、給与は今まで人事院勧告等に沿って取り組んできていますから、今回の閣議決定は到底納得できるものではありません。

町長は、地方交付税の削減について、町村会等々と一丸となって反対の行動をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、地方公務員のさらなる給与削減は、地域経済や民間の会社員等に悪影響を与えるもので、政府が求める給与削減については実施すべきではないと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の地方交付税削減と地方公務員の更なる給与削減についてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、政府が今年度から2年間、国家公務員の給与を平均7.8%削減する給与減額支給措置に準じて、地方公務員の給与も削減するよう求めるとともに、その手法として地方交付税を削減することへの考えについてであります。地方公務員の給与は本来、議会や住民の意思に基づき地方自治体が自主的に決定すべきものであって、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわるものであり、また、地方交付税を国の政策目的のための削減に踏み切ったことは、地方交付税制度を軽視するものであり、地方の固有財源という性格をも否定するもので、極めて不適切な措置であると考えております。

二点目の地方交付税削減に対し、町村会等一丸となって反対行動すべきとお尋ねですが、ご案内のように、今回、国がとった措置に対し、既に全国町村会を初め、地方六団体において、地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明を出し、地方交付税削減に反対する行動をしており、今後においても国と地方とが十分に協議することを申し入れているところであります。

管内町村会もその団体の傘下であり、その一員として本町も一致した行動で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の政府が求める給与削減を実施すべきでないとするお尋ねですが、1月24日、「公務員の給与改定に関する取り扱い」について閣議決定がなされ、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公務員給与においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう、1月28日、総務大臣から要請をされております。

給与削減要請の内容は、国と地方の給与比較であるラスパイレス指数に基づいた適正な取り組みとして、既に各自治体に取り組んで抑制措置を踏まえ7月から行うことなどの内容となっており、これまで自治体が給与削減、人員削減など行政改革に取り組んできた内容評価の詳細については、まだ、具体的に示されていないものであり、今後そのことを踏まえつつ、その他状況を勘案し、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 不適切な考えであるということで、同感をいたします。

更には、今後の地方公務員の削減についてでありますけれども、状況を判断しながらということですが、町長の施政方針にもあります住民の安心・安全な暮らしを守るという立場から、地方公務員の削減というのは、質問の中でも申し上げたとおりに、地域経済に与える影響というのは非常に大きいというふうに考えておりますし、人事院勧告という民間の給与が決まることで、地方公務員の削減をすれば、さらに民間人の給料の引き下げにも当然つながっていく、そのことがまさに住民が安心して暮らせるまちづくりになっていかないだろうというふうに考えます。

町長のお気持ちは十分わかりますけれども、状況を判断しながらも、是非7月、提案されないように、要請をするというのはおかしいのですけれども、町長の本当の真意をもう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

今回の国の措置に対しましては、先ほどから申し上げているように、極めて遺憾であると、そのように考えております。

また、瞬間風速的に比較をされて、ラスパイレスで104.何ほと、標茶はなっておりますけれども、過去のいわゆる削減等々については、これは新聞情報でありますけれども、例えば01年から11年度の地方の職員の総給与額が大体21.3%減額をされているのに対して、国は3.5%という実態がある。ただ、それがこの2年間に限って国が復興のためということで、そういったことをされたということ。ただ、そのことと、結局この国家公務員給与臨時特例法案が閣議決定され、12年2月に成立されたときに、附則として自治体も法の趣旨を踏まえ自主的かつ適正に対応するということは、これ書かれているわけでありまして、このことをやはり国民の皆様がどのように判断をされるのか、ということが非常に大事になっていると思いますし、私どもの標茶町としては人員削減も含めて、これまで行財政改革に住民サービスを低下させないように精いっぱい努力してまいっておりますので、そのことを住民の皆様にも是非ご理解をいただいて判断を仰ぎたいと、そのように考えておりますので、いつの時点かは、わかりませんが、議会の皆様方のご意見もお聞きをしながら、最終的には7月の前になるかと思っておりますけれども、判断をしてまいりたいと考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 国の政策によって地方の固有の財産に手をつけるということは決してあってはならないというふうに理解をしておりますが、最後に町長が独自にやっていることの地方公務員の数字を挙げてご説明がありましたので、私自身も理解をしておりますが、是非、提案されないようにご期待を申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終わります。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（登壇） 早速、質問いたします。

1年前に、私、似たような質問をしましたが、町のほうで何かその件に関して方針が変わったのかなと思うようなことがありましたので、再質問させていただきたいのですが、私は、1年前に、学校給食の放射能の測定をすべきでは、ないかと提案したんですね。しかし、町長並びに教育長は、私の提案に対して、放射能測定について知見を持たない町としては測定できないと。物流過程で測定が行われており、給食の食材についてはその安全性については信用できるとして、測定の必要はない、このように答弁されたのです。

しかし、標茶町は、その後、昨年12月1日に道を介して国民生活センターから放射性物質検査機器、NaI、これはヨウ化ナトリウムでしょうか、シンチレーションスペクトロメーターという機器を、その貸与を受けました。何か前の食堂の会議室に置いてあるような話を聞いていますが。

まず、その経過と理由について説明を求めたいと。必要はないと言いつつ、その測定器を、手を挙げて積極的にだと思おうのですが借りたという、その経緯と理由について説明を求めます。

同時に、今、活用状況はどういうふうになっているのか。また、3月末に返却すると聞いていますが、その間にせっきくの貸与を活用し、保護者からの希望に応じて給食食材の放射能測定を町としてもやってはいかがかというふうに思うのですが、その点について伺います。

また、今回、この検査機器の利用について、昨年、広報しべちや12月号でお知らせをしていますが、これだけでは住民への周知が徹底していないというふうに考えます。さらに周知の徹底を行ってはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の貸与された放射性物質検査機器の活用についてのお尋ねにお答えをいたします。

一点目の検査機器の貸与を受けた経過と理由についてのお尋ねでございますが、当初、北海道からは簡易な測定器との情報でありましたことから、本町の基幹産業に対する安全・安心を知らしめる一助として、現地に赴いての牧草地の放射線空間量測定に活用すべく、平成23年12月に機器貸与申し込みを行ったところであります。しかしながら、平成24年4月に貸与決定を受けた時点で、貸与機器は食品等の放射線物質検査機器の簡易型と判明をし、本町の活用意図との相違がありましたことから、辞退すべく北海道と協議を行いました。結果としては消費者庁の活用意図に沿った貸与を受けることになりました。

二点目の活用状況と3点目の住民への周知についてお答えいたしますが、消費者庁から検査機器が搬入されたのは平成24年10月24日、翌25日にパソコンと機器の接続及び取り扱いの指導を受け、町広報12月号にて食品等の検査受け付けの周知を行ったところであります。

検査には、1リットルの試料の流動性化、事前準備及び水道水の事前検査並びに試料の検査で最短で3時間を要するものとなっておりますが、現在まで検査依頼件数は1件、検査試料も1件となっております。

このように検査依頼が実際にあったことを踏まえ、広報による周知が浸透されているものと認識しているところであります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

なお、機器の貸与期限を延長することは可能であります。検査機器のため、メンテナンス費用に100万円ほどかかるため、3月末をもって返却することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 貸与された放射性物質検査機器の活用についてのお尋ねでございますが、保護者からの希望に応じて学校給食食材の放射能測定をしてはどうかについてのお尋ねにお答えいたします。

放射能測定の考え方につきましては、平成24年第1回定例町議会において、町長からお答えしたとおりであります。

また、給食共同調理場運営委員会及び学校給食担当者会議を通じて、学校、保護者からの具体的な要望はありませんでしたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 町長、微妙な答弁だったと思うのですが、一部。私は、道の呼びかけに対して積極的に手を挙げたのではないかと思ったのですが、辞退したけれども結果として貸与を受けたというような言い方をされているのですね。どういう意味ですか、これ。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えしましたけれども、私どもとしては、もっと簡易に現地に赴いて空間の線量調査等々ということであれば、やはりそれは必要だろうということで手を挙げたわけです。実際には、これは、どういう経過でどういうことになったかというその詳細についてはわかりませんが、結果としては食品の検査ということでありましたので、それについてどういうふうに判断するかということで、庁内の会議で受け入れるということで判断をしたわけでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いや、ちょっとその辺意味がわからないのですけれども、環境生活部消費者安全課のほうから、検査機器の具体的な活用内容というか、どういうものであるかということについての説明も含めて、貸与の呼びかけがあったはずなのですよ。だから、来てみたらというか、考えていた内容の機器とはちょっと違ったけれどもというのは、ちょっと当たらないのではないかと。事前に、いわゆるNaI、シンチレーションスペクトロメーター、これ簡易測定器ですよ、これの内容について説明がちゃんと、例えばこの制度を活用して食品の放射性物質のスクリーニング検査を実施することにしました、というふうに書いてあるわけですよ。だから、どんなものであるかという、何の目的でこれを貸与するかということが、わかっていなかったのですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほど議員のほうからお話がありましたように、結局基本的な考え方というのは私ども変わっておりませんで、この食品の安全性の検査というのは、前回のときもお話をしましたけれども、閾値というのは、ないわけですよ。国が安全基準というものを示して、ところが現実問題としては、それを検査されたところが、例えばその基準値以下ということが、それ

が通用しているかといったらそうではなかったわけで、その判断を私どもは何の知識もないので、だから町が責任を持って給食のために、それは時間的な問題もありますけれども、そのことについては、例えばそういった利用法であればそれは困難だということを申し上げたわけでありませぬ。

だから、国民の皆様方が国の示した基準内をきちんとそれでいいのだということになれば、それは、それでよかったですと思いますけれども、当時、私お伺いしたのは、国は信用できないというお話がまず前提にありましたので、そうするとゼロからいわゆる基準値の範囲の中で数値が出た場合に、その安全性をどのようにどなたが決めるかというのは、それは町村に判断するのは無理です、従いまして、私どもとしてはそれはできませんと。それよりは、結局去年の4月からいわゆる基準が示されて、産地からは出荷されるときに基準をクリアしているわけですから、それを信用すべきでないのかということをおは申し上げたわけで、その考えについては、何も今としても同じです。ただ、町民の皆様方から、自分の持っているものがどういう状況なのか知りたいといった場合に、それをいわゆる検査して、これは簡易ですからそれほど詳細な数値は出てきませんが、欲しいというのであれば、それは持ち込まれた方が自分で判断されるわけですから、それについては、町としてそういった機会を提供してもいいだろうということで、最終的に引き受けたと。広報でも周知をしましたけれども、結果としてはそういうことだったということなので、私どもとしては、もう必要ないのではないのかというぐあいな判断をしているということでもありますので、是非ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） どの値が安全かということについて知見を持たないと。従って、国の示した基準、そして物流過程で、国がこれは安全だからということで回ってきたものについて、国を信じるしかないのではないかと。ここは町長、国を信じて、私は国を信じていませんから、その部分では、これはもう堂々めぐりでどうしようもない議論になるのでやめますけれども、しかし、僕の誤解もあったのかもしれませんが、これ道の呼びかけに対して、北海道を含めて7の道市町村がこの貸与を受けているのですよね、7つ。たった7つですよ、全道で。北海道、小樽市、倶知安、ニセコ、標茶、厚岸、弟子屈と。ああ、これはかなり標茶は積極的だなというふうに私は、変わったのだなというふうに受けとめたわけなのですけれども、今のお話を聞いて、ああそうだったのかと。

道にもちょっと問い合わせしたのですけれども、町長には悪いけれども、無理やり押しつけたのかと。それとも、一般的に呼びかけて、では、貸してくれと積極的に受けたのかというようなことを率直に聞いたのですけれども、無理やり押しつけるようなことはしていませんと。貸与の呼びかけをしたら、今言った7つが、北海道は別としても、6つの市町村が、では貸していただきます。というふうに言ったのですよ。というふうに言っていたのですから、町は放射能測定機器を4カ月間借りて、改めて標茶を出回っている食品の調査をして、より安全だよとか、あるいは数値については、どんなに微量であっても体内被曝は蓄積もされるだろうし、安心できるというものではないのですけれども、そういうふうに私は思っていたのですよ。そこのところの認識はちょっと違ったのですね、そうしたら私の認識はね。貸与を受けたとき標茶は、僕が質問したときに、いや、それ必要ないよと言っていたのに測

定器の貸与を受けたというので、変わったのだなというふうに思った、そういう私の認識というのはちょっと違っていたのかなというふうに思うのですが、そういうことですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私たしかお答えをしたと思うのですがけれども、町民の皆さんが検査したいということを私は否定しているわけでは何もないわけで、議員が町で検査して給食の安全性について町で示せということだったので、それは無理ですよということを申し上げたわけです。

だから、議員のようにお考えになる方もいらっしゃるわけで、どういう状況になるかということを知りたい方もいるわけですので、高額な機械が借りられるわけですから、それによって町民の皆様方が自分の食べているものに不安があれば、持ってきて私どもが検査をしてその数値を示すことはできます。それで、ある一定の基準以上であれば、これは基準以上であってもなくても、このことは報告しなければいけませんけれども、それは持ち込まれた方が判断をされるわけですから、私はそのことを否定したわけでも何でもないわけでありまして、そうではなくて、結局、学校給食に検査をして安全性をというお話でありましたので、そのことに関していうと、先ほど言いましたように、安全とする基準も、例えば国の基準をみんなで認めましょうということであればそれは違ったと思いますけれども、国の基準は認められない、閾値がないのですからゼロ以上あれば影響あるよという言われ方をすると、これは否定できないわけです。ただ、現実問題として、世界中で生きています中で放射線を受けていないゼロというところは、あり得ないわけですから、そこら辺も考えて、それと私は食料を生産しているいわゆる産地として、国の示された基準の中で消費者の皆さん方がやっぱり消費をしていただかないと、現状でも実際に基準値は超えていないけれども、ほとんど出荷されていないというのが実態ですよ。そのことに対して、私は違うのではないかなと。そういうこともあわせて申し上げたわけでありまして、是非、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の部分は、前も私、同感だと。町長のそういう生産地を直撃するような、そういう消費の仕方であってはいけないということを、そういう意味では町長のお考えに同感だというふうに言いました。同感というか、福島県から食べ物を、食料を取り寄せて食べているぐらいですから。

ただ、私は、北海道を除いて小樽市では23、倶知安では15、これは学校給食食材ですね。ニセコは6、厚岸は24、弟子屈町は22件、これ1月の段階ですよ。1月末現在の数字ですが、これだけの食品調査、その機器を使ってやっているんですね。さっき1件と言いましたけれども、この時点では標茶はゼロ件だったのですね、標茶だけは。せっかく4カ月間借りているのですから、一度ぐらいは自分たちが出している公的な機関での給食について、調査ぐらいしたっていいのではないかと私は思うのですよ。そして、周知の仕方も広報しべちゃ、これ1回、僕の記憶で1回しか記憶ないのですが、やるのならいいですよ、みたいな感じなので、そういう意味で僕はせっかく借りた4カ月の間に1度ぐらい公的な機関が試しにそういう食材の検査をしてみると。そして、知見を持たないのですから、検査をした上でそういうやっぱり実際やってみたという体験を町自体がやるというようなことは、意味があるの

ではないかというふうに思うのですが、これで終わりにしたいと思うのですけれども、最後にその点を伺っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度も同じことを申し上げて申しわけないのですけれども、公的な機関がもし実施をして、ゼロ以外の数値が出たときに、私どもは、どういうことができますか。現実問題として、そこは、やはり、自分の責任において、その数値を判断するという段階でやっていただかないと、公的なものに安全を保障しろと言われても、先ほど申し上げましたように、国の基準の以内ですから安全ですよと言っても、それは信用しないと言われるのですよ、皆さん方は。

（「私もなのだ」の声あり）

○町長（池田裕二君） だから、そういうことですから。そうすると、私どもは、それ数字は出せないですよ、ゼロ以外の数字は。そういうことになりますよね。いや、だからそういった結局、地域情報といいますか、知見を持っていないわけですから、私どもが軽々に検査をして、その数値に対してどういった形。また実際に、例えば公的な機関をやれということは、既に給食として提供しているものをはかることになりますよ。もし、そこで0以上の数値が出たときに、どういったことを私どもが要求されるというぐあいに。そこまで考えたら、私どもはそれはできないということを最初から申し上げているわけでありまして、ただし機械はそのように道のほうからお借りをしていますので、検査をしたい方はどうぞということをお願いしたわけですね。そのことが1回やったのが少なかったということであれば、それはいろいろなお考え方がありますので、私としてはコメントは控えさせていただきますけれども、現実問題としては1件しかなかったということでもありますので、是非そこは町民の皆さん方がどのように判断されたかというのは、私は皆さんにお聞きしたわけではないわけですから、そこら辺についてはご理解をいただきたいと思います。

で、もし議員がそのように考えるならば、なぜそういったことを行動としてされなかったのかというのが、逆に言いますと私は非常に疑問であります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私を責めているのですね。物を持って検査をしに来いと。

そういう次元の話でないですから。これだけの町村が手を挙げて借りて、実際、調査しているわけですから。そういう点では、そういうゼロ以外の数値が出た場合どうするのかといったら、それは町長は、教育長も、国の基準の以下だから安心ですよと言えればいい話であって、だけれども、それについては町民の反応がちょっと怖いので、何か触れないでおくというようなふうに聞こえるのです。ただ、私はせっかく全道でも少ない町村として手を挙げて借りたものを1回ぐらい活用してはどうかというような気があったものですから、きょうは質問させていただきました。これ以上議論してもちょっと堂々めぐりになるので、次の質問に移りたいというふうに思います。

二つ目の質問ですが、町長の執行方針にもありましたが、15カ月予算ということで、かなり本当に安心できる予算なのかどうなのかは疑問だというようなことでもありますけれども、その中に私も随分調べてみたのですが、地域の元気臨時交付金というものがありまして、その交付金もう既に予算立てをしてやっている自治体もあるかのように私聞いているのです

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

けれども、標茶町の場合どうなのかというようなことについて、ちょっと質問したいなと思います。

24年度の国の補正予算は、緊急経済対策を盛り込んだ総額13兆円超で、2月26日の参院本会議で、これも私びっくりしたのですが、わずか1票差で可決したと。そのうち、私が聞いた範囲では、約1兆4,000億円の計上で地域の元気臨時交付金、括弧づけて地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、これが交付されると。これ、よくわけのわからない、一生懸命いろんなものを読んだのですが、具体的に町のほうにどういうふうに来て、どう活用しようとしているのか、まずその経緯と交付金の使途について聞きたいなというふうに思います。

それから、この交付金、いわゆる略して元気交付金の場合、使い方なのですが、必ずしも今年度に限っていないと。原則として2年間というふうに聞いているのですが、まだ余裕はあるわけですね。そして、2年間に、2年後の使う予算に対する事業のための基金に充当することも可能だというようなことを言っているわけです。それで、地域の元気交付金によって、私はかなりの金額が浮くと思うのですが、その金額もはっきりしていないのですけれども、福祉灯油の拡充と福祉の充実、更なる雇用の拡大、仕事づくり、障害児教育での支援員の増員、きょうは何か標小で支援員が1名、標中で3名という執行方針を伺って、標小は少なくなったのかなというような気はしたのですが、そういう支援員の増員と、それから、いつも予算、財政が足りない足りないという中で運営していますので、教育振興費の増額等、教育活動の充実などでその浮いた分を活用すべきではないかなというふうに考えます。一方では、元気交付金を使ってハードな事業を展開して、それで浮いたお金でソフトな事業を、特に福祉、教育関係でそのお金を使うという仕組みにはならないのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次に、地域の元気臨時交付金を生かして福祉の充実についてのお尋ねにお答えいたします。

一点目の交付金の交付の経緯と使途についてのお尋ねであります。平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」で、本対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別な措置として、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分をし、地域経済の活性化と雇用の創出を図る目的で創設されたものであります。

この交付金は、2月26日に成立した国の補正予算に計上された追加公共投資の地方負担分の8割程度が算定されることとなり、交付金の総額では1兆3,980億円となっております。

交付金についての正式通知がないため、本町においての算定は推計の域を出ませんが、平成24年度一般会計補正予算第5号で提案をしております道営草地整備事業と町営住宅建設事業の地方負担分の8割、3,570万円程度が交付されるのではないかと推察しているところであります。

なお、交付金の使途についてであります。建設地方債が対象となるハード事業で、国費定額負担の補助事業及び地方単独事業となっておりますことから、充当及び実施すべき事業は決定しておりませんが、これに沿った計画を立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

二点目の地域の元気交付金によって浮いた予算で、福祉や雇用、教育振興の充実などを活用すべきではとのお尋ねでございますが、提案をしております平成25年度一般会計予算編成において、住民福祉や雇用の維持、教育の振興などに意を配したところであります。

今後におきましても、町総体予算における施策と事業の計画的執行を念頭に置き、地域要望や緊急性に配慮しながら事業を行い、住民生活の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 地域の元気臨時交付金の交付分を活用して福祉の充実をについて、交付分を特別支援教育での支援員の増員、教育振興費等の充実に活用すべきについてのご質問にお答えいたします。

特別支援教育支援員につきましては、標茶小学校に昨年同様1名、標茶中学校に2名増やし3名配置とし、増員を図ることとしております。

教育費総体につきましても、必要額を当初予算として計上させていただいております。

交付金の活用につきましては、財源として利用可能かどうか検討いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） わかりました。これは僕、3,570万円という金額は、ひょっとしたら標茶二、三億円ぐらいはいくのではないかと思ったのですけれども、いや、ほかの自治体の状況を見ながら、ちょっと少ないなというふうに思ったのですけれども、これでも大きいですよ、金額としては。

それで、教育長もいろいろ検討したいということをやっていますので、それは、よしとして、ひとつだけ確かめたいのですが、うちの町の場合は経済力指数は0.2、3年間の平均ですから大体0.2と見て、さっき8割充当すると言ったけれども、9割ぐらいになるのではないですか。

その点だけ聞いて次の質問に入りたいのですが。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほど町長からもお答えをさせていただきましたが、正式通知がまず来ておりませんので、国としては7割から9割の間でということをやっておりますが、1兆3,980億円というのは8割の計算ということで、今回も8割ということでお答えさせていただきました。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 多分9割ぐらいになるというふうに思っています。

今回、ちょっと先走ったのかもしれませんが、元気臨時交付金がそういう形で突然舞いおりてきたものですから、活用の仕方がもっとあるかなというふうにして聞いてみました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。最後です。

ほっとらいふ制度の見直しの問題です。

本町では、低所得世帯や老人世帯、障害者世帯、母子世帯に対し、上下水道料金の一部と

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

冬期間の暖房費の一部を助成し、生活の安定に役立てることを目的とした、ほっとらいふ制度があり、住民の福祉の充実に大きな役割を果たしているというふうに思います。

このほっとらいふ制度は、規則を制定してから10年ほど経過しており、最近の経済状況、住民の暮らしの状況の変化から見て、現状に合った見直しを図るべきではないかと考えますが、いかがですか。

特に、最近の異常な家庭用灯油価格の高騰などから見て、価格に合った支給の方法の工夫を考えてはどうでしょうか。

また、助成の額については、現行では灯油70リットル相当額となっています。無論それだけでも暮らしを支える貴重な福祉助成と言えますが、冬期間全体の使用量から見れば、さらに増量してもよいと考えます。規則を見直して、助成の額を灯油1カ月分の最低使用量、これ勝手に私が聞いて試算したものなのですが、最低使用量200リットル相当額にしてはいかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 次に、ほっとらいふ制度の見直しをし、さらに現状に合った福祉の充実をのぞねにお答えをいたします。

一点目の現状に合った見直しを図るべきではないかとのぞねにお答えをいたします。

標茶町ほっとらいふ制度に関する規則は、平成14年に、これまで生活支援制度として上下水道の助成、暖房費の助成をそれぞれ行っていました。ほっとらいふ制度として統合し、申請・支給を一本化し、申請事務の簡素化が図られました。また、上下水道が通っていない地域においても相当分の支給拡大、国保の特例減免廃止に伴う低所得者対策として、減免対象となる所得水準世帯を低所得者世帯と位置づけ対象に加えるなど、充実に図られたところがあります。

議員ご指摘のとおり、規則を制定してから10年ほど経過しておりますが、道内の多くの自治体ではオイルショック以降、福祉灯油という形で助成制度が創設されました。しかし、その後の財政難や財政健全化の中で、平成17年度には50市町村にまで減少したと言われておりますが、釧路管内では釧路市を除き、制度が存続されてきております。

ほっとらいふ制度は、暖房費の助成のほかに、上下水道料金の助成を継続的に行っており、低所得者のライフラインを支援する制度として寄与していると考えておりますが、引き続き今後の経済情勢や住民の暮らしの状況の変化には注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

二点目の価格に合った支給の方法の工夫を考えてはとのぞねですが、ほっとらいふ制度の暖房費の助成は、定額支給ではなく、支給基準日の実勢価格で支給されており、灯油価格高騰などの状況に十分対応できていると考えております。

また、助成の額を灯油1カ月分の最低使用量200リットル相当額にしては、とのぞねですが、現在の灯油70リットル相当額については、釧路管内では平均的な助成水準であることから、現状では直ちに見直しの必要はないものと考えております。

本町の福祉施策では、ほっとらいふ制度による上下水道料金の一部助成、暖房費の一部助成のほか、給食宅配サービス、ごみ処理手数料の減免、高齢者世帯等除雪援助、町有バス料

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

金の助成など、様々な施策を総体的に展開しながら、低所得者世帯等の支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これはしないということを言われましたので、詳しく議論をだらだらとするつもりはありません。

ただ、今の副町長が、たしか住民課長の時代だったでしょうか、この福祉灯油の、ほっとらいふ制度のことについて私質問したことがありました。そのときに、副町長は、灯油の値段の動きに合わせて支給していますよ。という答弁をされたのです、そのときは。

今回は上がり方がもう本当に1週間を置かずという感じでぐんぐん上昇していますので、これについても制度がついていけないという部分もあったと思うのですが、今、アベノミクスで2%目標ということで、じわりじわりといろいろな点での生活の用品が厳しくなってきたのですね。この制度だけの問題ではなくて、灯油だけの問題ではなくて、全てにわたって特に低所得者を直撃するような生活必需品の値上げが行われてきていますし、いつまでこれが続くかもわからないという状況であります。11万円ぐらいの年金の人でも三、四万円、月、灯油だけでかかるとか、日中は、とにかく布団の中で過ごすとか、暖房費を極力抑えるために10度ぐらいの温度の中でもいっぱい着込んで我慢するとかいうようなことが、現実に行き始めていることも事実なのです。

だから、そういう点では、私、今すぐということではないのですけれども、やっぱり町長もおっしゃったように、社会のそういう経済情勢、状況に合ったような制度の見直しがあってもいいのではないかとこのように考えるのですよ。

そういう点について一言ご意見を伺って、私は質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には、議員のご指摘になっている点は私もそのように思っております。ただ、こういった制度の中で、現状をどこで捉えるのかというのは、非常に難しい問題でありまして、毎日毎日、日々刻々と変化する中でどうやって対応していくのかということになると、やはりある程度決まりの中でやっていかなければいけないということを考えております。

従いまして、議員は、現状に合った、つまり現状に合っていないという私どもの制度に対して評価をされるわけですが、私どもは現状においては、そのように考えておりません。ただ、将来的に例えばインフレがどう進むのか等々の問題については、それは大きな社会的な変化が起こった時点で、それはやはり考えていかなければいけない、そのように考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと。

○12番（深見 迪君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終わります。

次に、7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君）（登壇） 先に通告しておりました中御卒別小学校の閉校に伴うことにつきましてお伺いをしたいと思います。

中御卒別小学校については、平成25年度末をもって沼幌小学校に統合されることが決定し

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ていることですが、まだまだ校舎も新しく、中オソベツ地区の中心に位置し、便利な場所にあることから、地域会等で要望があれば利用することは可能なか伺いたいと思います。

また、これに伴い沼幌小学校に統合後は、子供たちのスクールバスの通学時間等にどのような影響があるのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・後藤議員の中御卒別小学校閉校に伴う校舎等の利用についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、中御卒別小学校は平成25年度末をもって沼幌小学校に統合されることとなり、平成6年建築の校舎は教育としての利用を終了することとなります。

去る2月25日に中オソベツ地域の町政懇談会が開催され、同様のお尋ねがありましたが、利用目的にもよりますが、基本的には利用可能であります。

今後の利活用につきましては、第一義的には地域の意向を尊重することとしており、今後の地域内の議論に期待するものであります。

なお、地域の利用予定がなく、今後の展開の中で新たな利活用方法が発生した場合は、地域と協議しつつ有効活用することも考えてまいりたいと存じますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 次に、沼幌小学校へ運行する子供たちのスクールバスの通学時間等の影響があるのかのお尋ねにつきましては、現在、上オソベツ地域を始発とするスクールバスを中御卒別小学校へ運行しております。閉校後は、中御卒別小学校から沼幌小学校へ運行することとなります。運行距離が延びることにより10分程度、始発時間も早まると想定しておりますが、児童の通学には十分配慮いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

7番・後藤君。

○7番（後藤勲君） 先のほうから話をしたいと思いますけれども、現在、そういうことであれば学校は使用可能だと。目的があればということでよろしいですね、まず。

それと、この間ちょっと学校にお伺いしたのですが、そうしたら、すが漏りというのですか、随分あちこちあるのですけれども、この辺については、現在そのまま放置しておくことによって、例えば使う使わないの議論がいつまでも長くなることによって、だんだん傷みが激しくなってくるという可能性があるのです、この辺の補修についても、当然地域が使うということであれば、維持管理についてはどこでやるのかという問題を含めてやっていかなければならないだろうと思いますし、万が一町が地域に任せるということになっても、現在、屋根が漏っているということを考えると、先にそのことについては、やはり万全の体制をつくっておかなければならないだろうなというような気もいたします。

それともう一点、今の通学路の問題なのですが、これ、上オソベツから現在通っている子供が始発に乗ったときに、何か20分ぐらいかかっていると、教育長の話とちょっとずれるのですが、また、それから25年度を過ぎた段階で、まだ4人ほどが沼幌に通わな

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ければならないというように聞いておりますけれども、そのとき、やはり始発から乗った子が今よりまだ倍近く40分から、あそこの校長の話では1時間はかからないだろうというような、そういう話だったのですけれども、その10分というのは、ある程度測定してその時間はかかった時間なのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

まず、すが漏りがあるということですね。これ基本的には今の補修、修繕の中で、そういう状況があれば修繕の対応をして、使うことに支障のないような対応を進めているところでありまして、もし、そういった実態があれば早急に対応は進めていきたいなと思っております。

それと、通学ですけれども、今までよりも10分程度中オソベツから沼幌に行くのに延びますので、その分だけ加算されますので、現在は大体30分程度で運行しているのですけれども、40分程度になろうかなというふうに考えておりまして、なるべく子供たちに負担のかからないような運行計画で対応してまいりたいと思います。

実測も、距離も実際に3校あってどの程度の距離かというのも試算しながら、この通学の時間を設定しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今の教育長の話では、先ほどは10分程度と言い、今度は20分なり30分、40分ということになってくるのですけれども、この辺については、当初、私がこれどうなるかと聞いているのに、そういう調査もしなかったのかなというような感じもしないでもないのですけれども、もう少し、やはり子供が5分10分でも遠くなれば、それなりのストレスというものも考えられますので、この辺についても、きちっと、やはりやっていっていただければと思います。

それによってバスの回り方、こういうようなことも考えていかなければならないだろうなというふうに考えますので、この辺についても考えていただきたいと思っております。

それと、そのすが漏りについても、そういうことがあればでなくて、今、現に漏っているのです。だから、そういうことは、まだ全然調べてもないということなのですか、学校から報告もなかったということなのですか。その辺ちょっと聞きたいです。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど言いましたのは、10分程度延びるということです、今までの時間から。それで、今までは30分程度だったのが10分加算されて今度は40分ぐらいになりますということでの説明ですので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、日常的に我々としては、毎年、年度当初に担当職員と技術職員を配置して、それぞれの学校を回って保守点検も全部して、そして早急に対応できるものは早急に対応するようにしていますし、即刻対応できない部分については計画性を持って計画をして、そして手前どもの簡易なものについては作業をする人がいますので、その人がやるのですけれども、もし技術的に難しい場合については業者に頼んだりとか発注して対応するというような形をしておりますから、現在、すが漏りしているという話を我々ちょっと確認をしていないので

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

す。

だから、もしそういう話があれば、きちとこちらのほうに電話、学校を通して委員会のほうに話してもらって対応すると、常にそういう形をしていますので、その辺の情報については再確認していきたいなというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 話はわかりました。

ただ、私が行って二、三日しかたっていませんけれども、その段階では、教室と食堂のところにバケツが5つぐらい並んで置いてあったのですよ。これ何ですかと言ったら、上から漏るのだと。それと、体育館もそんなような状態になっていたということであれば、もう少しやはり連絡を密にしながらそういうこともやはり気をつけていただきたいなということと、それとまた話によると、春、秋にそれなりの収穫祭なり、いろんな行事がありますから、あそこの施設については、外で例えばジンギスカンを地域の人たちみんながやったというようなときに学校のトイレを借りたり、また、夜はバレーボールですとかバドミントン、道路向かいにはセンターがありますけれども、あそこでは何か天井が低くてできないということで、そういう行事ができないと。また、バドミントンなりバレーボールについては、支柱を立てるところがないというようなことがありますして、是非、もしあれだったら使わせいただきたいという要望がありましたので、私の言ったことをそれなりに踏まえて、何とか対応できるような方法をこれから考えていただきたいと思います。

あと、ご答弁だけ、1回でいいです。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 閉校後、教育財産から普通財産になった後のということを前提でお答えいたしますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、第一義的には地域の意向を尊重することとしておりまして、地域内の議論に期待をしております。地域の利用予定がなく今後展開の中で新たな利活用方法が発生した場合は、地域と協議しつつ有効活用することも考えてまいりたいと、先ほどそのようにお答えをしておりますので、是非、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） あと、ちょっと1点だけです。

職員宿舎については、何かそういう考えはあるのか……。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

以上で7番・後藤君の一般質問を終わります。

次に、1番・松下君。

○1番（松下哲也君）（登壇） 通告してあります件につきまして質問させていただきます。

東京・標茶ふるさと会への今後の対応についてということでありまして、本日の定

例会の冒頭、町長の行政報告の中で先に触れられてしまったわけなのですが、この場でまた、あえて質問させていただきます。

去る2月17日に東京・標茶ふるさと会が開催されました。6年ぶりの開催ということですが、92名の参加者があり、本町からも事務局を含め28名の方が参加されました。私も今回初めて参加いたしました。その中で感じたことを含めて、今後の取り組みについて伺ってきたいと思います。

この東京ふるさと会は、首都圏在住の方々の会ということで、一つのふるさとの仲間との集いの場を設けて近況を報告し合う、そういうような会であると思っておりますし、また、こちらから見ますと、標茶町の最大の応援団であると思っております。

町として、今後、東京・標茶ふるさと会の位置づけというものについてはどのように捉えているのか、まず1点伺っておきたいと思っております。

次に、今回は本町の主催でということによって6年ぶりに開催されたということですが、長期間にわたって開催されてこなかったということによって、この5年間、首都圏在住の方々との人的交流がなかったということに対しては、私ちょっと残念で本当にならなかったなと、そういうように思っております。今回の関係者の努力によって再開されたということに対しては、このご労苦に対しては本当に敬意を表したいと思っておりますけれども、この5年間開催されなかったということのいろんな事情があると思うのですけれども、差し支えない範囲の中でその理由、事情は何だったのか、伺いたいと思っております。

また、今後どのような形でふるさと会のこの交流事業を推進していくのか、伺っております。

最後に、このふるさと会が永続的にこの交流事業を推進していくということでは、私からの一つの提案かもしれませんが、会員の拡大、若返りを図っていくということも大変重要であると。これがやっぱり、会も新陳代謝をしていかなければならないということでは、この若返りということが大変重要であるかなと思っております。一つの方策としての、これは個人情報に関係がありますので、本当に慎重に進めていかなければならない分野ではあると思うのですけれども、町民の方々の理解を得て情報の収集、また、いろんな形のこの東京在住の方々の紹介の活動をして、そういう中で会員をふやしていく努力をしていくということが私は非常に大事ではないのかなと思っておりますけれども、この点につきまして伺っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番・松下議員の東京・標茶ふるさと会への今後の対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

一点目のふるさと会の位置づけについてであります。議員と同様、本町の発展を願う人的ネットワークによる本町応援団と考えております。

二点目の長期間にわたり開催されなかった理由についてのお尋ねでございますが、ふるさと会は自主的活動組織として総会を開催しておりますけれども、役員相互の意思の疎通の不足から活動停滞になったと、そのように伺っております。これ以上の停滞は会の存続にもかかわることから、今般、役員と協議の上、本町主催によるふるさと会交流会を開催したところでございます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

二点目の後段と三点目をあわせてのお答えになりますが、ふるさと会の役員体制が変更され、今後の活動に期待をし、これまでと同様、ふるさと会の主体性を尊重しながら、どうかかわり合っていけばよいのか話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

また、今回の交流会の開催に当たり、地元の皆さんの特段のご協力を賜り、勧誘や紹介により、ふるさと会への新規加入が24件を数え、うち21名の参加があったところであります。

今後につきましても、議員ご指摘のとおり、個人情報の関係もありますが、ふるさと会役員と連携をしながら、町広報誌等を活用し、ご紹介というような形で会員の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 今、町長のほうからは、私が申し上げたようなことが全て答弁の中に言葉として含まれておりましたので、あえて再質問というのは特別ございませんけれども、その中であくまでもこの東京ふるさと会のそれぞれの主体性を生かした中での活動であるという中で、その中で、この5年間開催されなかったということが、当地での役員のいろんな連携の不足だとか、そういうことがあったと。それがあえて5年間本町で何も手を、打っていたのか打たなかったのかわかりませんが、やっぱりこの5年間開催されなかったということが私は残念でならないわけなのです。いろんな人的な交流だとか、いわゆる人脈の形成だとか、そういうようなことを考えますと本当に残念でならないわけなのですけれども、今回、当地でのふるさと会での役員体制が一新された。そういう中では、非常に日本でも名のある方が、本町においてかなり有効に、大変応援団として非常に力のある方が会長になってくれたということでは、私は大いに期待をしておりますので、ぜひとも今までの5年間開催されなかったというような失敗が繰り返されないように、本町での取り組みを常に注意深く行っていただきたいということを申し上げて、最後に町長からの答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

この間、町としてどういった取り組みをしてきたのかということに関しましては、詳細については私今ちょっと手元に資料がありませんけれども、何度となく役員の皆様方とどういった支援ができるのか、どういった形で私どもが支援すれば再開できるかについては、意見交換をずっと重ねてまいりました。ただ、いろいろな問題等がありまして、今回に至ったということに関しては、私どももこれ以上の停滞というのは、ほかの会員の皆さん方のこともある程度お聞きをしますと、そうではない、ということでしたので、町主催という形でやらせていただいたわけでありまして。

それと、役員体制等につきましては、やはり先ほど議員がおっしゃいましたように、若返りというのも当然必要な話でありまして、やはり若い人たちに担っていただきたいということで、ある程度の協議が調って、一新されたという言われ方をしますとちょっと私は言葉として適切かどうかというのはちょっとわかりませんが、そういった意味で若い人たちが新たに役員としてやっていただくということでもあります。

本町といたしましては、やはり会の主体性を尊重しながら、町としてどういったお手伝い、

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

かかわり合いができるのかということ話し合いながら進めてまいりたいということであり
ます。

それと、私、前回、19年に町長に就任して最初に伺ったときに、役員の皆さん方とお話を
したときに、当時の役員の皆さん方がふるさと会として何か標茶に対して形のある協力をし
なければいけないというような、そういう義務感といいますか、そういうものを持たれてい
たというように感じまして、そうではないのではないですかと。年に1度、いわゆる都会に
暮らす人たちが話し合っただけで標茶というものを思い出していただいて、折に触れ標茶の応援団
として何かできることはないかと考えていただくことが重要なのであって、ふるさと会に対
して何かしてくれということ、私としては何もそのことに対しては考えておりませんとい
うことを申し上げた記憶がございます。

今後とも、私は、ふるさと会に対して何かをやってくれとか、そういう期待ではなくて、
やはり標茶のことを時折、年に1度でもみんなが集まって、知り合った人たちが思い出して
いただく、そういった場であれば私はよろしいのではないのかと思っております、そうい
った意味で本町としてもこれからも新たに選任される役員の皆さん方と意思疎通を図りなが
ら、何とか継続的に運営できるように努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を
賜りたいと思います。

○1番（松下哲也君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で1番・松下君の一般質問を終了いたします。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（登壇） 私のほうから1つ質問させていただきます。

標茶町の森林整備と林業・木材業の振興をということで、このたび質問させていただきます。

昭和30年代より、日本国内の森林資源の確保を目的とし、木材の自由化がされ、半世紀
以上経過しております。現在に至るまでは国内では間伐事業が中心となり、建築商材として
の木材は安価な外国産が中心となって流通していると認識しております。

しかし、近年、国内の森林資源も伐期、本来であれば主伐期という表現になりますけれ
ども、伐期を迎えている地域が多く、国の研究機関でも国産加工木材を使った3階建て建物の
耐火実験を茨城県つくば市で実施するなど、国産木材の消費に向けた技術研究がNHK等
で報道されております。

釧路管内においても、地元木材の活用に期待が込められておりますが、齢木45年生をピー
クにそれ未満の樹木は造林面積が半分以下となっております。

標茶町においても、状況はそれに近いものと想像しておりますが、近々伐期を迎える樹木
を行政としてどのように地域振興に反映させていくのか伺います。

また、自然保護の観点からも、標茶町の町有林においてはカラマツが主体となっております。
また、標茶町を象徴する木としてミズナラ等ございますけれども、それぞれカラマツで
あれば大体45年か50年、ミズナラであれば100年というふうに、木によってその成長の度
合い等が違うことと思っておりますけれども、そういったものも含めて標茶町の現状を勘案した造
林事業が必要と考えておりますけれども、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の標茶町の森林整備と林業・木材業の振興を
とのお尋ねにお答えいたします。

本町の森林総面積は約5万8,000ヘクタールで、町総面積の54%を森林が占めております。
森林の内訳といたしましては、国有林が約2万4,000ヘクタール、町有林や私有林などのい
わゆる民有林が約3万4,000ヘクタールとなっております。

また、民有林については、カラマツやトドマツを主体とした人工林が約1万2,000ヘクタ
ールとなっており、そのうち主伐の対象となり得る40年生以上の人工林が4,100ヘクタール
となっており、実に民有林人工林の34%を占めております。

道内他の地域と同様に、本町においても、昭和40年代半ばから積極的に行われてきた拡大
造林により植栽された人工林資源が充実し、徐々に主伐期を迎えるという状況にあります。

さて、町内人工林から主伐や間伐により生産されたカラマツやトドマツなどの素材の活用
状況についてですが、家畜敷料用のおが粉を中心に、一部が一般製材として町内で加工・販
売される一方で、素材生産量のおおよそ半数が町外で加工されている状況にあります。また、
町有林から産出される素材につきましては、経済の域内還流を目的に、町内木材・林産加工
業者に売り払いを行ってまいりました。

地域材の有効活用、いわゆる地材地消が課題になっておりますが、昭和39年の木材の輸入
完全自由化により、林業・林産業が衰退し、町内においても加工業者あるいは林業従事者が
激減し、現在に至っており、早急な改善には数多くの課題があると認識しております。

また、本町民有林の6割を占める広葉樹資源については、紙パルプ原料としての需要が停
滞している状況にあり、さきで開催した本町林業推進協議会では、こうした状況を鑑み、広
葉樹や素材生産により発生する林地残材を含めた森林資源の木質バイオマスとしての有効活
用を図ってみたいとの意見も出されており、今後、研究を進めてまいりたいと考えて
おります。

いずれにいたしましても、地域の森林資源の活用は、森林資源の循環利用が図られ、木材
等の収益が再び森林の整備や保全に向けられるとともに、地域の活性化や雇用の創出を図る
上でも非常に重要なことと考えているところであります。

なお、本町の現況を勘案した造林事業についてですが、今後は主伐面積が増加することが
見込まれているものの、担い手の高齢化や輸入木材の増加など昨今の厳しい情勢により、伐
採後に放置される森林が増加し、森林の持つ水源涵養や生物多様性保全などの公益的機能が
低下することが懸念されています。地域の森林資源の活用を図るためには、伐採後の森林を
確実に更新していくことが前提と考えており、昨年度策定いたしました本町森林整備計画で
は、木材等生産林と水源涵養林の人工林について、伐採後は必ず植栽しなければならないこ
ととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 先ほどのお話の中で、昭和40年ころから自由化で国内の林業が衰退
したというお話がございました。その認識におきましては、私も一緒かと。いろいろなと
ころで勉強させていただいて、今まで林産業の方々の苦労が多岐にわたって長く続いていたの
かなというふうに感じております。

そういった中で、標茶町においても、非常に主伐期を迎える木が多いということですので、こういったものをぜひ標茶町の限られた資源の一つとして付加価値を加えた上で、地域の活性化につなげることができないのか、というふうに私自身は考えております。例えば、官民一体となって地元産を使った建築木材を開発し、標茶の知名度のために利用していただく等、そういった具体策があってもよろしいのではないかと、というふうに感じておりますが、所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いわゆる自由化をした後の市場に委ねた場合の価格がどのようになるかというのは、これは木材が一番如実に示しているわけでありまして、その自由競争が行われる経済の根本を変えるとすることは、非常にこれは難しいと私は思っております。実際に、例えば製材所等についても、今はもう輸入木材を中心にほとんど海のそば、しかありませんし、産業構造自体がもう大きく変わってきている。それを転換させるというのは、非常に難しいと。ただ、町内等々でどうやって地域内で生産された材を使っていくのか等々については、これは当然コストの問題もありますけれども、そういった中で木質バイオマスの環境保全に対する二酸化炭素吸収源としての有効性等も、そこら辺も勘案をしながら、やはり、人工林を計画的に更新していく中で、目に見えるコストだけでなく、そういったプラスアルファのものも含めて域内で何とか使えないか、そういった発想をこれからも続けてまいりたいと思っておりますし、本町においては、ちょっと平成何年かは私記憶にありませんけれども、コッタロの分収林を町で買い取ったときに、そういった発想の中で、材価としては、これはやはりかなり低かったけれども、町の買い取り価格としては、それに環境の、森林の持つ多面的機能というものをプラスさせた中で、町として議会の皆様のご理解もいただきながら買い取ったと、そういったことも考えておりますので、今後も例えば公共建築等において、コストの問題と先ほど言いましたプラスアルファの部分とを総合的に勘案しながら、何とか使えないか等々については関係者の皆様方のご理解を賜りながら進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長の答弁の中では、市場経済の中において、国産木材が競争していくのは難しいと。その流れを変えることは並大抵ではないというお話、理解しております。

そういった中において、町としては自然環境を守る、そういったスタンスのもと、森を守っていく、そういったものにも感銘を受けております。その中で、木質バイオマス、そういったものへの可能性を検討しているというお話もございました。そういった中におきまして、現在、町有林の中で、直営林と呼ばれる部分の中で人工林と天然生林という部分があるかと思うのですが、人工林と天然生林を合わせた、これはヘクタール数だと思うのですが、約半分が天然生林というふうになっております。そういったものを今後、人の手を加えていって計画的な森林整備を進めていく考えというのは検討されているのかどうか、伺いたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 天然林をどう維持していくのかということになりますと、結局、森

林整備にはいろんな考え方がありまして、その天然林という考え方なのか、広葉樹林という考え方か、私、今、どちらなのかとちょっと判断しかねているのですけれども、やはり単層林というものは確かに経済効率がいいということでずっと進められたわけですが、今、道内のカラマツだけでなく、いわゆる内地府県の杉、ヒノキ等々についても、いわゆる単層林というものが非常に今日的な状況の中では考え方を変えなければいけないという等々の発想がありまして、森林の持つ本来的な役割を果たしていくためにはやっぱり複層林化というのは当然考えていかなければいけない。そうすると、広葉樹を天然更新に任せるというのではなくて、やはりある程度の、これは、かなり長いスパンでの発想になるかと思えますけれども、そういった複層林化ということも当然考えていかなければいけない。

ただ、そのときに一番の問題になるのがエゾシカの問題でありまして、幾ら植えても、特に広葉林の場合は鹿の嗜好性が非常に高いわけで、これをどうやって防いでいくのか等々が非常に問題だと思います。

私も、道庁等に伺ったときに、いわゆる造林事業の補助事業の中に、この鹿柵の設置というものも事業費として認めていただけないかということも何回も要請をしておりますけれども、なかなか実現しないのが実態でありまして、だから、まず、その問題がやっぱりかなり大きいと思っております、せっかく植えても鹿が食べてしまえばそれでおしまいですので、そうならない形の対策等もとりながら、どうやってせっかくの財産を守っていくか、そのことについては努力してまいりたいと考えておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○2番（長尾式宮君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時08分）

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 8番 舘 田 賢 治

署名議員 9番 鈴 木 裕 美

署名議員10番 田 中 敏 文

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年3月11日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 6号 標茶町生活館条例を廃止する条例の制定について
- 第 2 議案第 7号 標茶町青少年会館条例を廃止する条例の制定について
- 第 3 議案第 8号 町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 9号 標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第10号 平成24年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第11号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 - 議案第12号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
 - 議案第13号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
 - 議案第14号 平成24年度標茶町病院事業会計補正予算
 - 議案第15号 平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 6 議案第16号 平成25年度標茶町一般会計予算
 - 議案第17号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
 - 議案第18号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算
 - 議案第19号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第20号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第21号 平成25年度標茶町病院事業会計予算
 - 議案第22号 平成25年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	後 藤 英 之 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や す ら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第6号

- 議長（平川昌昭君） 日程第1。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

- 住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、虹別生活館は、昭和40年10月に建設され、虹別地域の生活相談及び生活改善指導、保健衛生及び社会福祉事業、図書閲覧事業、レクレーション及び教育文化に関する事業の目的で使用してきたところですが、昭和51年の虹別酪農センターの完成に伴い、活動の拠点の大半が移され、現在は、虹別地区学童保育所として使用してきたところですが、

平成24年9月に、虹別酪農センターの改修工事に伴う利用団体の打合せの中で、虹別地区学童保育所は改修工事終了後の平成25年4月から同施設の図書室で開設されることが確認されました。また、その後の虹別生活館については、使用しないとの地域の確認も得たことから、廃止のための所要の提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第6号。標茶町生活館条例を廃止する条例の制定について。

標茶町生活館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町生活館条例を廃止する条例。標茶町生活館条例（昭和38年標茶町条例第21号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

- 議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 虹別生活館ということで、ご説明受けましたので、ただいま課長の説明のなかに、ここで学童保育が変わりに酪農センターの図書館を利用している話お聞きしましたけれども、酪農センターを利用するにあたるまでのその経過と申しますか、以前は学校の空き教室だとか、或いは民間各地域会の会館等々といろいろ協議したと思うんですが、その辺のいきさつについてお聞かせいただきたいと思っております。

- 議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

酪農センターの図書室使用にいたるまでの経過ということでございますが、私がくる以前の話も含めて若干経過を申し上げますが、虹別生活館が老朽化しているということは、議員も充分ご承知だということで、それぞれ可能性としまして基本的には公共施設の空き室を有効に利用していくのが第一原則だなということで、それぞれあたってきた経過がございますが、当時のなかでは酪農センターがまだ改修前でしたので、それ以外の施設ということで、学校関係の施設の打診、地域会等の施設、二つほどありますので、その利用の可能性それから民間含めた空きの施設がないのかということで、それぞれ協議してきたということは経過として聞いております。それらの経過を踏まえながら今年の酪農センター改修のなかで現在の酪農センターの図書室、それから、暖房機器等の改修が行われるということで一部その部屋も有効に使えるようになるということも含めて、利用者団体との調整の結果、図書室については学童保育が使うのが一番理想的だろうということで話がありましたので、学童保育の場所としましては基本的には公共的施設のなかで運営させていただくのが一番、担当としても安心して運営できるということもありますので、結果そういうことになったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） わかりました。今、酪農センターがもう少しで改修終わると思うんですが、以前私も図書室何回か利用させていただきましたけれども、非常に奥行きはあるんですが、幅が狭くて学童保育何人おられるかわかりませんが、少し狭いような感じも受けるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

図書室につきましては、そんなに広い部屋でないということは充分承知をしたうえで、一部ほかの公民館等で運営している場合もそうなんですが、ホール等を空いている時間地域の方の利用と調整させていただきながら、そちらも含めて例えば、からだを動かす部分についてはそちらを利用していただくというかたちで、調整をとりながら運営していただきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、青少年会館は昭和47年2月に川上10丁目3番地に建設されました体育施設で内部は体育館と武道室を備え、青少年の健全育成に資することを目的にこれまで各種のスポーツ活動に使用してきたところです。

その後、昭和59年の農業者トレーニングセンターの開設、平成3年の武道館の開設、更に平成4年の全天候型多目的町民ふれあいプラザの開設など、体育施設の環境整備が図られ、スポーツ活動の拠点の全てが移され、平成17年度から現在までの間、武道室を学童保育所として、また体育館を現在の就労継続支援B型事業所しべちやコスモスの作業所として有効活用を図ってまいりましたが、しべちやコスモスについては、既に他の施設へ移転し、現在、唯一利用している学童保育所についても、平成25年4月1日より、旧町立幼稚園園舎へ移転を予定されていることと併せて、今後においても利用の見込みがないことから、設置目的としての役割を終えたものと判断に至り、廃止のための所要な提案をするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第7号。標茶町青少年会館条例を廃止する条例の制定について。

標茶町青少年会館を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町青少年会館条例を廃止する条例。

標茶町青少年会館条例（昭和47年標茶町条例第7号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 青少年会館のこれ当然取り壊しになるのかなというふうに思うのですが、その時期と跡地の利用活用ですか、これについて考えがあればお願いします。

○議長（平川昌昭君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 議員ご質問の件につきましては、取り壊しの時期、跡地の活用について現在のところ未定となっております。ご理解下さい。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

- 議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

- 議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第8号を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
総務課長・島田君。

- 総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法の改正により、これまで議会での公聴会開催や参考人の意見聴取は常任委員会においてのみ可能となっておりますが、本会議においても可能となったことで、出頭人への費用弁償に関する引用規定の整備を行い、併せて法制執務上の観点から用語整理等の改正をいたしたく、ご提案するものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第8号。町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例（昭和39年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正するものです。

内容説明につきましては、議案説明資料の新旧対照表を参照下さい。

第1条の改正内容は、各実施機関の名称に標茶町をつけ各機関の明確をはかるため第1条中「議会、監査委員、選挙管理委員会及び農業委員会」を「標茶町議会、標茶町監査委員、標茶町選挙管理委員会及び標茶町農業委員会」に改めるものです。

次に、第2条の改正内容は、地方自治法の改正により議会での公聴会、参考人出頭について本会議においても可能となったことによる法令の引用規定整理及び法制上の用語整理をするため、第2条中「の各号」を削り、同条第2号中「第6項、法第109条の2第5項及び法第110条第5項」を「法第115条の2」に改めるというものです。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

次に、第3条の改正内容は費用弁償の日当について各種委員への費用弁償に関する規定である特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用するため第3条中「8,000円（4時間以内の場合は1/2の額）」を「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）別表第8項に定める額」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会・管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容説明をいたします。

本案につきましては、標茶町立幼稚園は、平成25年1月の第3保育期から新園舎において保育を行っておりますが、新年度に向け職員配置の見直しを行うため本条例の改正を必要とするので、ご提案申し上げるものであります。なお、本案につきましては、2月25日開催の第2回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第9号。標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開き願います。

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

標茶町立幼稚園設置及び管理に関する条例（昭和53年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

職員の改正で教頭をおかないこととし、第4条中「園長、教頭及び教諭」を「園長及び教諭」に改める。

附則。この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教頭をおかなくなるということですが、園長は小学校の校長先生ですよね。そうすると実質の責任者というか、そういうのは教諭のなかではどのような位置付けになるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会・管理課長・高橋君。

○教育委員会・管理課長（高橋則義君） お答えいたします。

教頭の配置につきましては、平成17年4月1日からの条例改正で配置しております。

当時、標茶町立標茶小学校の校長先生に兼任というかたちで園長先生をお願いして今日まで至っております。

当時は現場の責任者ということで教頭職を配置したところです。

今回さくら保育園との合築に伴い一点目としましては、さくら保育園側の職制と合わせることにしたいという考えです。今の教頭職を専任の園長をおくということで教頭職はおかないということで考えております。

なお、国の幼稚園の設置基準というのがございまして、専任の園長をおいた場合につきましては必ずしも教頭職はおかなくてもよいということになっていますので、そのような改正をいただきたいということです。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ちょっともう一度伺いたいんですが、園長はさくら保育園の園長と兼ねるということですか。違いますよね。

専任で園長を二人置くということですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） お答えいたします。先ほども管理課長おっしゃいましたが専任の園長を置くということです。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号ないし議案第15号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。議案第10号・議案第11号・議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号を一括議題といたします。

議題6案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第10号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成24年度一般会計補正予算第5号でございまして、年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう計数の整理を行なうとともに、現状において急を要するものについて措置をするもので、歳入歳出それぞれ1億4,996万2,000円を追加し、総額を109億3,677万4,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、追加で減債基金積立金1億2,635万1,000円、町有施設整備基金積立金5,000万円、乳幼児医療費55万円、除雪委託料2,000万円、学校教育施設整備基金積立金3,000万円などであり、減額するものは事業実績等に基づく精査であります。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し3,134万4,000円、介護保険事業特別会計へは、両勘定をあわせ103万円の追加で、病院事業会計は309万2,000円、下水道事業特別会計は339万9,000円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で297万2,000円、釧路北部消防事務組合負担金で1,367万3,000円の減であります。

一方、歳入につきましては、町税とそれぞれの特定期源を見込むとともに、普通地方交付税の増額により収支バランスをはかったところであります。

また、継続費で2件、繰越明許費3件、債務負担行為1件、地方債で4件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧下さい。

平成24年度標茶町一般会計補正予算(第5号)。

平成24年度標茶町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,996万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,677万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

6ページにお開き下さい。

第2表継続費補正であります。

3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業で補正前の総額3億5,362万円、年割額24年度2億9,034万円を補正後の総額3億3,601万4,000円に、年割額24年度2億7,273万4,000円にするものでございます。次に10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業で補正前の総額1億7,169万円、年割額24年度1億4,112万円を補正後の総額1億6,233万3,000円に年割額を24年度1億3,176万3,000円にするものでございます。

35ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

2本の事業とも全体計画の補正後の計で申し上げますが、3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業で年割額3億3,601万4,000円、左の財源内訳で国道支出金1億9,801万8,000円、地方債1億3,150万円、一般財源649万6,000円であります。前年度末までの支出見込額6,328万円、当該年度支出予定額2億7,273万4,000円、当該年度末までの支出予定額3億3,601万4,000円であります。次に、10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業で、年割額1億6,233万3,000円、左の財源内訳で国道支出金9,754万円、地方債6,350万円、一般財源は129万3,000円であります。前年度末までの支出見込額3,057万円、当該年度支出予定額1億3,176万3,000円、当該年度末までの支出予定額1億6,233万3,000円であります。

7ページへお戻りください。

第3表繰越明許費補正であります。

6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶東地区)で金額は、1,450万円。同項道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶北地区)で金額は250万円であります。

8款土木費、4項住宅費、町営住宅建設事業で金額は5,650万円。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

10 款教育費、2 項小学校費、標茶小学校屋外教育環境整備事業で金額は 3,322 万 8,000 円
であります。

次ページをお開き下さい。

第4表債務負担行為補正であります。

経営環境再生資金平成24年度で補正前の限度額融資金 8,000 万円に対する利子補給 385 万
8,000 円を補正後の限度額融資金 1 億 5,280 万円に対する利子補給 721 万 5,000 円とするもの
であります。

36 ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見
込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

経営環境再生資金（平成24年度）の債務負担行為の限度額を 721 万 5,000 円とし、合計で
40 億 4,127 万 1,000 円とするもので、当該年度以降の支出予定額は 3 億 461 万 9,000 円とな
りまして、債務負担行為としての当該年度の支出額に変更はございません。左の財源内訳で
国道支出金 6,834 万 7,000 円、その他財源 1 億 2,450 万 4,000 円、一般財源で 1 億 1,176 万
8,000 円であります。

9 ページへお戻りください。

第5表地方債補正であります。

1 過疎対策事業の限度額 4 億 4,110 万円から虹別ふ化場線道路改良 2,650 万円、虹別斜線
防雪柵設置 50 万円、保育園園舎防音事業 1,580 万円、幼稚園園舎防音事業 750 万円、路線バ
ス購入 230 万円、スクールバス購入 460 万円、建設機械購入 120 万円を減額し、防火水層整
備で 80 万円を追加し、補正後の限度額を 3 億 8,350 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでありますので省略させていただきます。

2 地方道路等整備事業の限度額 2 億 4,990 万円からふるさと農道緊急整備の 250 万円を減
額し、補正後の限度額 2 億 4,740 万円とするものであります。

3 公営住宅建設事業補正前の限度額 2,950 万円に 2,770 万円を追加し、補正後の限度額
5,720 万円とするものであります。

次に災害復旧事業の新規で補正後の限度額 390 万円、起債の方法、証書借入利率 7.0 パー
セント以内、償還の方法は政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債
権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、
もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

合計で申し上げますと、補正前の限度額 10 億 5,674 万 1,000 円から 2,850 万円を減額し、
補正後の限度額を 10 億 2,824 万 1,000 円とするものであります。

37 ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込
みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額
10 億 5,674 万 1,000 円から補正額 2,850 万円を減額し、補正後の額を 10 億 2,824 万 1,000 円
とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額 106 億 729 万 3,000 円から補正額
2,850 万円を減額し、105 億 7,879 万 3,000 円となるものであります。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、一般被保険者療養給付費1,000万円の追加、平成23年度の療養給付負担金の償還金505万2,000円の追加。

歳入では、繰越金1,145万6,000円、国の財政調整交付金は2,721万4,000円の減額となり、一般会計から不足額3,134万4,000円を繰入し、収支の均衡を図るものであります。

なお、本案につきましては、2月25日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

それでは、予算書をお開き下さい。

平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,685万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

9ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開き下さい。

2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入・歳出を精査し、保険事業勘定では、保険給付費の減額、サービス事業勘定では、各種サービス事業費の利用実績に伴う減額を行ったものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成24年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,370万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,478万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,057万5,000円

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,001万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

11 ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページにお戻り下さい。

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成24年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,632万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページをお開き下さい。

2 ページ、3 ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、平成24年度は融資斡旋がありませんでしたので皆減となります。

11 ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、合計のみの説明といたします。

債務負担行為の限度額は20万2,000円減の28万8,000円、前年度末までの支出見込額は変更なしの25万1,000円、当該年度以降の支出予定額は、20万2,000円減の3万7,000円、財源内訳の一般財源が20万2,000円の3万7,000円です。

4ページにお戻り下さい。

第3表 地方債補正。

起債の目的、1 公共下水道事業、限度額、補正前の限度額3億7,780万円に230万円を追加し、補正後の限度額を3億8,010万円に。

2 特定環境保全公共下水道事業、補正前の限度額8,720万円から390万円を減額し、補正後の限度額8,330万円にするもので、合計では補正前の限度額2億6,500万円から160万円を減額し、4億6,340万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

12ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、補正前の額4億6,500万円から補正額160万円を減額し、補正後の額4億6,340万円とするもので、当該年度末現在高見込額は補正前の額34億4,071万2,000円から補正額160万円を減額し、補正後の額は34億3,911万2,000円となります。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。

平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成24年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、30万1,000円を追加し、9,384万7,000円とする。第1項営業費用、12万2,000円を減額し、8,176万1,000円とする。第2項営業外費用、42万3,000円を追加し、1,203万6,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「5,414万6,000円は減債積立金2,314万6,000円、当年度

分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 176 万 2,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,923 万 8,000 円」を「4,822 万 1,000 円は減債積立金 2,314 万 6,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 146 万 1,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,361 万 4,000 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、40 万円を減額し、560 万円とする。第1項企業債、40 万円を減額し 560 万円とする。

支出、第1款資本的支出、632 万 5,000 円を減額し、5,382 万 1,000 円とする。第2項建設改良費、632 万 5,000 円を減額し、3,067 万 5,000 円とする。

次のページでございます。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 600 万円から 40 万を減額し、560 万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下内容について、予算説明書に従い説明をいたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5 ページを開き下さい。

平成24年度標茶町上水道事業会計資金計画(補正)です。

補正部分のみの説明といたします。

はじめに受入資金です。4 企業債、40 万円を減額し補正後の額を 560 万円に、合計で 40 万円減額し補正後の額は 3 億 3,491 万 2,000 円です。支払資金、1 営業費用 138 万 9,000 円を減額し補正後の額を 4,433 万 2,000 円に、2 営業外費用 42 万 3,000 円を追加し補正後の額を 1,183 万 6,000 円に、4 建設改良費 632 万 5,000 円を減額し補正後の額を 3,067 万 5,000 円に、合計で 729 万 1,000 円を減額し補正後の額は 1 億 1,078 万 2,000 円です。差引では 689 万 1,000 円の増で、補正後の額は 2 億 2,413 万円です。

次のページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は 7 億 5,098 万 9,000 円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で 481 万 9,000 円、固定資産合計は 7 億 5,580 万 8,000 円。2 流動資産、(1)現金預金 2 億 2,413 万円、(2)未収金 695 万 3,000 円、流動資産合計は 2 億 3,108 万 3,000 円、資産合計は 9 億 8,689 万 1,000 円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3 固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で 3,019 万 7,000 円、4 流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの流動負債合計で 155 万円、負債合計は 3,174 万 7,000 円。

資本の部、5 資本金、(1)自己資本金は 4 億 3,463 万 7,000 円、(2)借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は 4 億 5,801 万円、資本金合計は 8 億 9,264 万

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

7,000円、6 剰余金、(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,857万2,000円、(2) 利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は2,392万5,000円、剰余金合計では6,249万7,000円、資本合計は9億5,514万4,000円、負債資本合計は9億8,689万1,000円です。

3ページをお開き下さい。

平成24年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時15分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第14号。平成24年度標茶町病院事業会計補正予算についての趣旨並びに内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、収益的収入支出それぞれ131万3,000円を追加し、総額を12億943万5,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、資産減耗費で小児科医師用の土地及び建物の売却による固定資産除却費の136万5,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益のその他医業収益の69万8,000円の追加、医業外収益では他会計負担金で309万2,000円の減額、特別収益では同じく土地及び建物の売却による固定資産売却益として370万7,000円の追加補正を行うものであります。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成24年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条（総則）でございまして、平成24年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）でありまして、平成24年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業の器械及び備品購入費は22万2,000円を減額し、520万6,000円に病院建設費は282万9,000円を減額し、1,597万1,000円とするものであります。

第3条は（収益的収入及び支出）でありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益は131万3,000円を追加し、12億943万5,000円に、第1項医業収益は69万8,000円を追加し、6億9,813万円に、第2項医業外収益は309万2,000円を

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

減額し、5億759万8,000円に第3項特別利益は、370万7,000円を追加補正するものでございます。

支出の第1款病院事業費用は131万3,000円を追加し、12億943万5,000円に、第1項医業費用は123万9,000円を追加し、11億5,818万6,000円に、第2項医業外費用は7万4,000円を追加し、5,074万9,000円とするものでございます。

2ページにまいります。

第4条は資本的収入及び支出でありまして、予算第4条本文括弧書中1億1,198万4,000円を1億875万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入は17万7,000円を追加し、19万7,000円に、第1項、固定資産売却代金は17万7,000円を追加し19万7,000円に。

支出、第1款、資本的支出は305万1,000円を減額し、1億895万3,000円に、第1項、建設改良費は305万1,000円を減額し、2,117万7,000円とするものでございます。

第5条は他会計からの繰入金でありまして、予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助は309万2,000円を減額し、4億4,981万2,000円に、合計は309万2,000円を減額し、4億9,644万4,000円とするものであります。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

9ページをお開き下さい。

平成24年度標茶町病院事業会計補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出であります。1款、1項、4目、減価償却費の3節・器械・備品減価償却費は12万6,000円の減、5目、資産減耗費の2節、固定資産除却費は土地・建物の売却による136万5,000円の追加であります。

2項、3目、1節消費税は7万4,000円の追加であります。

8ページをお開き願います。

収入であります。

1款、1項、3目、2節、公衆衛生活動収益は、集団健康診断料で120万円の追加、その他で93万2,000円の追加で計213万2,000円の追加、4節・受託診療収益は143万4,000円の減額、2項、3目、1節の他会計負担金は一般会計負担金で309万2,000円の減額であります。

3項、1目、1節の固定資産売却益は土地及び建物の売却処分による代金390万4,000円のうちの370万7,000円の追加であります。

10ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出であります。1款、1項、1目、1節・器械及び備品購入費は22万2,000円の減額、2目、1節、工事請負費は282万9,000円の減額で、いずれも執行残によるものであります。

収入であります。1款、1項、1目、1節固定資産売却代金17万7,000円は、土地及び建物売却代金390万4,000円のうちの帳簿価格分でございます。

次に5ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。補正部分のみで説明致します。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

まず受入資金でございますが、1の事業収益で440万5,000円を追加し、計で6億5,907万4,000円、4の一般会計負担金で309万2,000円を減額し、計で3億9,149万7,000円、5の固定資産売却代金で17万7,000円を追加し、計で19万7,000円、受入資金合計では、149万円を追加し、計で15億3,281万7,000円でございます。

次に支払資金でございますが、1の事業費用で39万7,000円を追加し、計で11億169万4,000円、3の建設改良費で305万1,000円を減額し、計で2,117万7,000円、支払資金の合計では265万4,000円を減額し、計で14億1,099万5,000円であります。受入資金と支払資金の差し引きでは414万4,000円の追加となり、計では1億2,182万2,000円でございます。

次に6ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部1の固定資産(1)の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で19億2,695万7,000円、(2)無形固定資産は、イ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。(3)投資のイ長期貸付金は、4億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は23億2,734万5,000円となります。

2の流動資産は(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までで1億7,982万2,000円で、資産合計は25億716万7,000円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債(1)の未払金から(2)の預り金までの合計は3,700万円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4の資本金(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金は企業債で13億1,289万4,000円、資本金合計で22億1,328万2,000円、5の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は2億6,903万2,000円、(2)欠損金については、イの当年度未処理欠損金1,214万7,000円で、欠損金合計も同額であります。剰余金合計2億5,688万5,000円、資本合計で24億7,016万7,000円、負債資本合計で25億716万7,000円でございます。

次に3ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複致しますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより、議題6案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第10号から議案第13号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第10号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに、議案第10号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

2款・総務費について、質疑を許します。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

○8番(舘田賢治君) 21ページの経費老人ホームの関係なんです。一般財源で279万8000円三角になっているわけですけども、説明のところに書いているのは管理人報酬ということですが、この報酬が歳出からみると非常に人が変わったのかなと、それで給料の面も相当な減額、当初からみたら減額なってる、そうしますと、ここでは分からないかもしれないけれど経費老人ホームとしては、入ってくる収入源と一般会計から負担をするやつでは相当変わってきたな、とだいぶバランスが良くなってきたのかな、と見るんですがその辺いかがですか。

○議長(平川昌昭君) やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) お答えいたします。

管理人の関係につきましては、3月末で前の管理人さんが定年退職されましたので、24年度4月からは新しい管理人の配置をすることとなりました。報酬の関係につきましては、新しい職員の年齢等も勘案しながら報酬額の設定をさせていただいたところでございます。

その結果、当初予算では、前任者の管理人さんの予算でもって12月の時に予算要求をさせていただいておりましたので、4月から新しい職員をおいた部分についてはその分の差額が生じて今回の補正予算となったわけでありまして。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 同じく21ページなんですけど、介護サービス事業勘定のほうに繰出金が出ています。先ほど介護の説明でだいたい見えたんですが、1,029万円繰出さなければならなかった、この主な原因というのは、どういうところにあるのか、もう一度お聞かせ願います。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) お答えをしたいと思いますけど、先ほど介護保険勘定の時に全体のあらましの説明いたしましたけど、まず介護保険勘定につきましては、当初の見込みよりもサービスの給付が少なかったということです。逆にサービス事業勘定につきましては、サービスの収入が少なかったために持ち出しをしなければならなくなった。というのが全体としての内容で、差引きでは103万円には、なっているんですけども勘定間ではそういう違いがあったということでの補正予算になっております。

○議長(平川昌昭君) 12番・深見君。

○12番(深見 迪君) サービス給付が少なかった中での主なものはなんですか。

○議長(平川昌昭君) やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) お答えいたします。

主なものとしては、私の方の担当させていただいております、デイサービス事業、短期入所生活介護事業、それとやすらぎ園の介護老人福祉施設事業、まず、報酬改定が24年度でござ

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ございました。その分での報酬は今回引下げられたわけです。デイサービスに関してはちょっと若干単価が上がりました。短期とやすらぎ園のほうの関係については、若干であります。報酬が引下げられたというのがありますが、それと加えて利用者の関係なんですけれども、デイサービスの利用者が当初の一日当たりの人員と今回補正をさせていただいた一日当たりの比較でいうと、約一日あたりマイナス3.7名ぐらいの減員という状況での利用収入が、こちらのほうとしては下がっておりますし、短期入所の関係でも若干利用率が落ちております。当初は一日平均7.3名という予算を計上させていただいておりましたけれども、今の現時点では一日あたり6.7名ぐらいになりそうな、ということでの0.6減員しているという状況、それともう一つやすらぎ園の方の関係でございますが、定員100名なんです。長期入院などによってベットの利用率が年度当初では一日93名ベットを利用させていただくという想定で予算をたてておりましたけれども、今現時点においては一日あたり90名ぐらいのベットの利用率ということでその分の差額が今回落ち込んでおりますので、そういったことによつてのもの、となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 同じく21ページの2目老人福祉費の18節備品購入費330万円の減とありますが、当初予定していた物を買わなかったのか、若しくは買ったけれど安くなったのか、その辺の説明をお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

老人福祉費の備品につきましては、緊急通報システムの更新をすることによって当初予算をつけていただきましたが、機種を選定するなかで当初は現在使っている50台全部を入れ替える予定で検討させていただきましたが、現在のシステムと新しいシステムを一部併用しながら、実を言うと、当初入れた機器も残りの年数が残っているものですから、その分の活用も含めて有効に検討できないかということで検討した結果、新規で購入したのが55台です。当初60台予定をしておりました。現在の古い機械を年次的に、台数は減っていくんですが、現在のところ24台を合わせて古い機械を24年度末で使いながら、現在59台の台数でとりあえず運用を開始するというので、当初523万4,000円の備品購入予定でしたが、今回、補正で330万減額させていただいたということで、その台数の変更だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 牧野の25ページ飼料の関係ですけれども12月にも補正上がってい

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ますし、今回も補正上がってますけれどもこれは基礎飼料ですか、それともミネラル類ですか。どちらですか。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 飼料費の補正に関するご質問でございますが、この内容ですけれども、冬季舎飼いに入りましてからの増頭分に対応するための基礎飼料、哺育牛の数が増えたことによる乾草の購入、要するに牛群の構成が変わったことによって、新に乾草が必要になった分、それから哺育部門で当初、月38頭で飼料費をみてましたけれども、実際には平均で月48頭というふうに増加しておりますので、この分のミルク代、それに伴うスターターの費用そういったものを今回補正させていただきました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、7款・商工費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 26ページの商工振興品費の利子補給補助金なんですけど、これ1件分なんででしょうか。何件分になりますか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。

経営環境再生資金利子補給については、当該年度分で当初予算で89万5,000円をみておりました。24年度の当初予算を算定するときには89万5,000円ということで算定をしたんですが、24年の1月から現在まで24件の経営環境再生資金の融資がございまして、当該年度分の補助金の増額分でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 27ページの除雪委託料と除雪対策費この補正で今年の冬は間に合うという見通ししておりますか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

結論的には間に合うつもりで補正させていただいております。あくまでもこれまでの実績等と考えながら、例年の3月残りの期間で、これまで支出しているものに今の残額からするとこのくらいあれば、あと全車出動の除雪が3回以上は出来るなということで予算計上させていただいております。あくまでも予想の分は否めませんが、今年、雪が例年より多いということと例年より雪解けが遅いということで、不足の事態も頭のなかにはあります。しかしながら例年通り間に合うということで予算計上させていただいております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 生活道路の除雪が、降ったり凍ったりで、段差がわだちといたします

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

か10センチから15センチぐらいのわだちが、そのまま残っているところが市街地はかなり多いと思うんです。あれは、この計算には入らないんですか。整備というか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 例年と比べますと雪の解けるのが非常に今年は少なくて、今ご指摘の部分、非常に担当としても悩んでいるところでございまして、大きな路線中心にグレーダーかけしたりして氷のとり作業してきたんですが、2月の中盤ぐらいまで、例年でいいますと何度か雪解けが進みまして、グレーダーでなくてもショベル系でも路面の氷を削り取れるというような作業がふだんですとできたんですが、今年については、氷が解ける期間が非常に短くて頭を悩ましていたところでございます。2月あたまったと思うんですけれども、一度生活路線にショベルにアタッチメントをちょっと工夫してやったんですが、その後も段差の部分で非常にご迷惑をお掛けしている状況には、私どもも理解しております。重ねて雪の量が非常に解けないもんですから、滞雪している雪も溜まっておりまして、氷を起してしまった後に個人との住宅の段差の問題、それから滞雪している雪との関係で、どうしても氷を全部剥がしとるまでに現在も至っていない路線がございまして。

これから、雪解けが進んでいくのと同時にすでに雪解け対策と申しますか、解けた後の対策も実は検討して進めているところでございますが、昼間解けると水浸しになって、そして朝晩まだ冷え込む日があるもんですから、どうしてもそれが凍って段差になってしまうというところで、今しばらく非常に申し訳ないんですけれども、生活路線の狭いところについてはグレーダー入れるわけにはいきませんものですから、昼間ザクザク朝晩段差ということですが、これから、この予算の中で、できるだけ雪解けを見ながら可能な範囲努力してまいり所存でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 同じく除雪対策の部分で建設機械の購入費の減額2,160万ほど上がっていますけれども、この車両の減額の内容について、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これにつきましては、グレーダーの補助事業で買いました執行残でございまして、予定価格に対しまして取得金額が当初予算の3,832万から最終的に下取りを含めた価格で3,616万円で取得することができましたので、この差額としての執行残216万円でございまして。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 28ページの19節負担金補助金ですが、1,367万3,000円減額されておりますが、この内容について、伺いたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 北部消防構成団体のそれぞれの負担の部分での減額でございま

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

すが、実際に消防職員の大きな要因としては、人件費の減額によって負担減額ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 28ページの車両購入費で、先ほど減額845万ほど上がって、車両の入れ替えができなかったということで、どのような理由があったのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・高橋君。

○教育委員会管理課長（高橋則義君） 車両購入費ですが、スクールバスの購入費であります。昨年の第3回定例会9月補正で議決いただいた分であります。9月の議会議決後に10月に道のほうに対して補助申請を行いました。車両の納車までに3カ月ほど要するために12月中の決定を全体として注文を進めてまいりましたが、12月中に補助金の決定がなかったために、また今後の予定についても不明とのことでありましたので、やもなく断念したところであります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ11款・災害普及費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ12款・公債費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ13款・諸支出費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 13ページで育成牧場の施設使用料で900万円ほど上がっているのと、雑入の部分で哺育の受託金が300万ほど上がっているんですけども、この内容についてうかがっておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・類瀬君。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えします。

使用料につきましては、11月からの冬季舎飼いにおける見込みが当初2,200頭でみておりましたが、実際のところは日平均2,250頭のペースで預託が進んでいます。だいたい2,300に限りなく近い数字で推移しておりますので、その分で使用料の方が増えます。それから哺育の事業ですけれども、こちら先ほど歳出のほうで説明させていただきましたとおり、当初月38頭平均でみておりましたが、実際には、そこを10頭ほど上回るペースで、料金的なことでも申しますとかける6カ月、6カ月例までを哺育というふうにしてしておりますので、その分で収入のほうは増えております。そして、前年実績に対して9割で予算をスタートしておりますので、今年度24年度に関しましても過去最高記録した平成23年度と、ほぼ同じ実績に落ち着くということで、その分増えてきております。実際には98.何パーセントとかになる見込みで計上させていただいております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、継続費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第4条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第5条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第10号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案11号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、2款・保険給付費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、2款・国庫支出金から9款・繰越金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第11号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第12号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

歳出、1款・総務費から3款・公債費まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。
歳入、3款・国庫支出金から7款・町債について、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第2条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第12号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、保険事業勘定歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。
介護サービス事業勘定歳出、1款、サービス事業費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、介護サービス事業勘定歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 利用料の減額の関係なんですけれども、減収になったという理由というのは、どのように捉えていますか。利用者の人数が少ないというのはわかるんですけれども、その要因、例えば他に施設がいっぱいできたとか、そういうの含めてどのような要因と捉えていますか。

○議長(平川昌昭君) やすらぎ園長・山澤君。

○やすらぎ園長(山澤正宏君) お答えいたします。

通所生活介護利用料デイサービス事業ですが、こちらのほうは定員25ということで上げさ

せていただいております。利用者が少し減っている要因としては、入院等による利用者がお休みされること、自己都合というのがありますけれども、自己都合の方の利用が減っているということと、ショートステイとかも利用される方もいらっしゃいますので、大まかに三つの要因が、このデイサービス事業のなかでは減っている要因というふうにあげられます。次に短期入所生活介護利用料の関係ですが、こちらは12のベット数で運営させていただいておりますけれども、ここ最近、介護保険の認定者は増えているようですけれども、当然それに比例して短期入所のほうも伸びてくるのかなというふうに期待をしているところなんですけれども、実際はそういったような状況が現在見られておりません。老人保健施設そういったところの施設も結構利用されている方がいらっしゃるのかな、というところがありまして、そのようなものが主な要因なのかなと。施設の申込みは、あるんですけれども短期の申込みは実際のところそれほどないという現状がありまして、充分につかみきれてはいないんですけれども、老健施設などの利用が伸びたり、利用されている方でも3泊4日とか、1回の利用が2週間程度とか、そういった程度の利用者さんが比較的今最近多くなっているということが、この短期入所事業の利用がちょっと伸び悩んでいるという主な要因であります。以上です。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第13号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの繰入金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 8ページの特別利益の固定資産売却益で370万7,000円あがっていますが、これはどこを売却されたんですか。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

特別利益の固定資産売却益の物件ですが、町立病院からほど近い開運2丁目すずき花店さんの真後ろの土地2筆とその上に建設されております小児科医師住宅の物件でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） ちょっとお聞きしておきたいんですが、ここで建設改良事業備品関係のやつは、こうやって出ているわけですが、今までの患者数はどのように押さえているのかと、うちの60床のベット数の利用率は平均あたりどのようなことになっているのか、それと、ここに出しております医業収益の関係なんです、企業債やなんかも、いつもと違って出ていませんね。企業債の償還ね。2ページの他会計からの繰入金第5条の医療対策費補助4億4,981万2,000円、4億9,644万4,000円の差額4,600万ぐらいありますよね。これはどのような数字になるのかな。その二点を説明をお願いします。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 6分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引続き会議を続行します。

病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

一点目の24年度末までの患者数の見込、それとベットの稼働率、おそらく総務省の国がいます病床利用率70パーセント以上の過去のことを言われているのかなと思いますが、その点につきましてちょっと説明をさせていただきます。

入院患者数の状況であります、ここ数年ない伸びを示してありまして、一日平均患者数で、現在、国がいますベット稼働率病床利用率70パーセント越えます。70パーセントといいますと、うちは60床ですので、一日平均42人入院患者数がいけば70パーセントということになりますが、一日患者数が2月末現在で42.8人確保しております。そういうことで入院収益も延びてございますが、比例して患者数が、算定根拠になります患者数が延びていると、このままあと20日ばかり年度末残っておりますが、今後一日平均33人を下まわらない限り病床利用率70パーセントは、必ずや確保できる達成できるものだと思っております。

二点目の第5条の関係でございますが、他会計からの繰入金、医療対策費補助の計4億4,981万2,000円と合計の4億9,644万4,000円の差額4,663万2,000円につきましては、施設設備費負担としましての、支出の費用のなかの医業費用の経費のうちの修繕費並びに企業債利子の償還金分で合わせて4,663万2,000円ということでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） もし数字的にわかれば修繕費と企業債の利息の分、教えてください。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 4,663万2,000円の差額分の内訳でございますが、施設設備負担金の医業費用経費の修繕費1,505万3,000円と企業債利子償還金総額4,736万9,000円の三分の二にあたります3,157万9,000円が企業債償還金負担合わせて計で4,663万2,000円の差額分ということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第14号病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第15号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、議案第10号から議案第15号まで、一括して採決いたします。
議題6案は、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案可決されました。
休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

- 議長(平川昌昭君) 休憩前に引続き会議を続行いたします。

◎議案第16号ないし議案第22号

- 議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第16号・議案第17号・議案第18号・議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・森山君。

- 副町長(森山 豊君) それでは、議案第16号から第22号までの平成25年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

平成25年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、政権交代もあり、平成25年度の地方財政計画が示されない中での予算編成となりましたが、地方交付税交付金は減額との方向にあり、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、260本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第3期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をして行くこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成25年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町たばこ税の増などにより、対前年比1.74%、1,576万1,000円の増額を見込み、全体で9億2,179万1,000円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成25年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比1億3,413万3,000円、率にして3.0%増の45億4,703万5,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比4.2%増の41億945万1,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して13億7,300万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、且つ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するなど、財政の健全性に留意する、一方、子育て支援、情報通信対策、安全・安心対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところでございます。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金4億5,000万円、備荒資金4億473万1,000円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分7億8,308万3,000円を除きますと7,164万8,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、97億4,900万円といたしましたが、大型事業の終了もあり、前年度当初比では4億3,200万円の減、率で4.2%の減でありまして、平成24年度12月末予算と比較しますと10億3,781万2,000円の減で、率で9.6%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き1,378万7,000円、率では0.7%の減であり、その内容は減債基金積立金などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで2,865万6,000円の増となっておりますが、主なものは病院会計619万6,000円、介護保険保険勘定1,782万4,000円、下水道事業会計634万8,000円などとなっております。

ソフト事業では、2,421万円7,000円増の13億4,520万円ですが、新規では傷病時酪農ヘルパー利用助成事業120万円、森林計画図及び属性情報整理業務198万3,000円、標茶えこほ一む報償事業200万円、標茶酪農再興事業2,950万円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、町有車両更新525万円、地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設整備1億2,647万5,000円、固定資産(土地)評価替えで768万6,000円、磯分内酪農センター耐震改修事業1億300万円、ふるさと農道5地区で1億9,820万円、地方特定道路整備事業4路線で5,350万円、中央公民館分館耐震改修事業で4,530万円、阿歴内公民館耐震改修事業500万円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比ほぼ同額の12億6,127

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

万円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが3,227人でありまして、医療費の見込みは総額9億7,387万9,000円です。若人の一人あたりの医療費につきましては24万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては21万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては60万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては43万円と推計し、保険者負担額では7億597万5,000円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては、1億6,738万2,000円を見込んでおります。国保事業の運営につきましては税が基本であります。保険税につきましては4億548万3,000円を見込ませていただき、一般会計から6,139万5,000円の義務的繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、下水道事業債に係る繰上償還が終了したこともあり、予算額7億1,900万円で、対前年比27.9%の減であります。

磯分内地区については事業が完了しましたが、公共下水道につきましては脱水機更新工事1億1,600万円、雨水管整備で1,360万円を計上し、農業集落排水事業では、虹別地区機能診断業務、虹別地区最適整備構想策定業務として700万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足します。円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億4,286万円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、保険事業勘定で9億568万7,000円、サービス事業勘定で5億1,106万4,000円、総体予算額14億1,675万1,000円で、対前年比1.0%の増でありまして一般会計からの繰出しは2億3,010万円を予定しております。

保険事業勘定については、第5期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,018万9,000円、短期入所生活介護事業費3,026万4,000円、介護老人福祉施設費4億372万6,000円、居宅介護支援事業費1,616万8,000円、介護予防支援事業費が53万1,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億39万円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,345人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で9,943万6,000円となっております。

財源につきましては、保険料6,845万円が主ですが、一般会計からは3,175万6,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計ですが、その業務予定量を年間入院患者数1万6,000人、一日平均44人、年間外来患者数3万8,000人、一日平均155人を見込みまして、収益的収支で12億1,584万8,000円、資本的収支のうち支出で9,507万7,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分3億8,356万8,000円と補助金分1億1,613万円の合計4億9,969万8,000円を繰り入れし、収支を整えたところであります。

また、今年度は血液凝固分析装置136万5,000円、除細動器116万6,000円、内視鏡画像記録装置153万7,000円等の購入費を措置しております。

次に、上水道事業会計ですが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,201

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

戸、年間総配水量 64 万³m³であります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては 9,608 万 7,000 円、支出は 9,468 万 7,000 円、また、資本的収支のうち支出を 5,350 万 1,000 円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道支援による人件費相当分の 1,567 万 6,000 円を一般会計から負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として 480 万 1,000 円の負担を受け、財源調整に支障の無いよう配意したところであります。

それでは、「平成25年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成25年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計 97 億 4,900 万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体で、132 億 4,641 万 1,000 円で、対前年比 5.1%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が 6 億 6,611 万 1,000 円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は 125 億 8,030 万円で、対前年比 5.5%減ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比 1.1%増の 12 億 1,586 万 8,000 円、支出は 0.2%減の 13 億 1,092 万 5,000 円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では、対前年比 1.5%増の 1 億 408 万 7,000 円、支出は 4.3%減の 1 億 4,818 万 8,000 円となったところであります。

2 ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1 款町税から 21 款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

「町税」が 1,576 万 1,000 円増の 9 億 2,179 万 1,000 円、地方譲与税が 1,200 万円減の 2 億 4,000 万円、地方交付税は 1 億 6,457 万 4,000 円増の 43 億 7,945 万 1,000 円、分担金及び負担金は 2,420 万 8,000 円増の 1 億 5,364 万 4,000 円、使用料及び手数料は 24 万 2,000 円増の 6 億 599 万 5,000 円、国庫支出金は 2 億 3,651 万円減の 5 億 4,622 万 4,000 円、財産収入は 21 万 2,000 円増の 1,665 万 8,000 円、繰入金は 1 億 2,250 万円増の 7 億 9,887 万 7,000 円、諸収入は 1 億 1,957 万 1,000 円減の 6 億 9,414 万 6,000 円、町債は 3 億 8,640 万円減の 6 億 990 万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。32 億 1,121 万 1,000 円であり、収入総額に占める割合は 32.9%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、65 億 3,778 万 9,000 円で 67.1%であります。ちなみに、前年度自主財源は 31.1%、依存財源は 68.9%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税 9.5%、地方交付税 44.9%、使用料及び手数料 6.2%、国庫支出金 5.6%、道支出金 6.4%、繰入金 8.2%、諸収入 7.1%、町債が 6.2%となっております。

3 ページをご覧ください。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げたいと存じます。

総務費が1億5,387万1,000円増の14億5,839万4,000円、民生費が2億8,276万8,000円減の11億211万9,000円、衛生費が2,658万円増の9億4,618万7,000円、農林水産業費が1億2,642万2,000円減の15億7,168万8,000円、土木費が1億127万3,000円減の5億9,696万1,000円、教育費が1億661万7,000円減の5億9,291万円、公債費が5,052万3,000円減の11億8,679万3,000円、職員費が3,516万9,000円増の12億9,006万6,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目どうしいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億4,447万2,000円で、歳出総体に占める構成比は14.8%で、前年度と比較しますと額では4,235万8,000円、率で3.0%の増となっております。構成比でも1.0ポイント増加しております。

物件費につきましては、15億8,550万3,000円であり、構成比は16.3%で、前年度と比較しますと額で1,805万5,000円、率で1.1%の減で構成比では0.5ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げますと、補助費等につきましては、20億8,083万1,000円で、構成比は21.4%で前年度と比較しますと額で4,248万8,000円、率で2.1%の増、構成比でも1.4ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、14億7,430万3,000円で、構成比は15.1%、前年度と比較しますと額で4億3,902万3,000円、率で22.9%の減となり、構成比でも3.7ポイントの減となりました。

公債費につきましては、11億8,679万3,000円で、構成比は12.2%前年度と比較しますと額で5,052万3,000円、率で4.1%の減となり、構成比は前年同様となりました。

積立金につきましては、5億1,331万4,000円で、構成比は5.3%、前年度と比較しますと額で4,043万9,000円、率で7.3%の減、構成比では0.1ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、6億8,611万3,000円で、構成比は7.0%、前年度と比較しますと額で2,408万8,000円、率で3.6%の増、構成比でも0.5ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億7,912万6,000円あります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院、上水と負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと67億7,933万3,000円となり、構成比で申し上げますと69.5%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は30.5%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は4,039万5,000円の減ですが、構成比では2.5ポイントの増となり、普通建設事業費では、2.5ポイントの減であります。

5ページをご覧ください。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては、性質別経費を款別に

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は4億5,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては、7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成24年度末で11億274万円を予定し、平成25年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では10億6,404万3,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が7,173万1,000円で、それに人件費2,591万4,000円を加えますと議会費の総額は9,764万5,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目別の経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、「地域交通対策費」がありますが、町内6路線につきましては、バス使用料を頂き運行しているわけですが、これにつきましては予算額が7,368万1,000円、バス使用料307万円を頂いておりますが、一般財源を5,009万円投入しております。その充当率は68%となっておりますが、本年はバス購入がありこの比率となっておりますが、例年は約80%と高い比率となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億7,066万円で一般財源の充当額は2億1,213万5,000円であり、これも78.4%と高い比率であります。

9ページをご覧ください。

衛生費における塵芥処理費であります。数値はここに出てはおりませんが、予算額が1億8,777万8,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて1,537万7,000円で、一般財源を1億7,240万1,000円充当しており、その充当率は91.8%であり、これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要と考えます。

農業水道費は予算額1億2,373万2,000円で、一般財源を576万8,000円充当し、その充当率は4.7%となっております。今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素もありますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところであります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

次に、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておきませんが、予算額が2,423万7,000円で、130万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,293万7,000円で、その充当率は94.6%となっております。

10 ページをおご覧ください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,840万1,000円で、その一般財源充当率は85.3%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておきませんが、予算額3,619万8,000円で、体育施設使用料を88万1,000円予定しておりますが、一般財源を3,531万7,000円充当し、その充当率は97.6%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は71億2,451万3,000円で、その充当率は73.1%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は68.3%であり4.8ポイント増加しており、引き続き高い水準であり、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11 ページをご覧ください。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地デジ放送難視聴地域無線共聴施設整備事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上してございまして、事業費総額は3億2,914万8,000円で、一般財源の充当額は1億1,730万2,000円であり、その充当率は、35.6%であります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引続き会議を続行いたします。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 次に、民生費に係る事業ですが、11 ページから12 ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は3億2,445万2,000円で、一般財源の充当額は1億3,738万8,000円であり、その充当率は42.3%であります。

前年と比較し、事業費は二分の一程度、一般財源充当率は倍以上となっておりますが、さくら保育園防音事業の減によるものであります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は93.3%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、11億3,669万5,000円であり、一般財源充当額は4億2,458万6,000円、充当率は37.4%となっております。

次に、商工費につきましては、14ページから15ページになりますが、事業費総額は2億2,597万8,000円、一般財源充当額は4,097万8,000円で、充当率は18.1%であります。

次に、15ページの土木費ですが、事業費総額は4億5,231万5,000円、一般財源充当額は1億1,854万9,000円で、その充当率は26.2%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、1億5,313万8,000円、一般財源充当額は1億533万7,000円で、一般財源充当率は68.8%となります。

事業費の減少につきましては、標茶幼稚園防音工事の終了によるものであります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費としておさえております総額が27億3,884万7,000円で、この一般財源が10億5,429万5,000円であり、一般財源の充当率は38.5%となっております。

次に、1ページ飛ばしまして18ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては、財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期～第3期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところであります。一方平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして、臨時財政対策債残高は平成25年度末見込みでは12年前と比較し14.6倍の34億3,004万9,000円となり、一般会計全体残高の33.7%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありませんが、地方債残高を見る場合、残高合計額には、このような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況及び20ページの一般会計当初予算のあらましにつきましては、お目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第16号から第22号までの提案内容等につきましては、担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして議案第16号から第22号までの平成25年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第16号の内容についてご説明申し上げます。

平成25年度標茶町一般会計予算。

平成25年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億4,900万円と定める。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と重複しますので、省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業で、総額は6,980万円、年割額は25年度、1,250万円、26年度、5,730万円であります。

156ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

全体計画の計で申し上げますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業、平成24年から平成25年度分で年割額1億1,524万円、左の財源内訳で国道支出金8,066万8,000円、地方債3,450万円、一般財源7万2,000円であります。前年度末までの支出見込額が2,100万円、当該年度支出予定額9,424万円、当該年度末までの支出予定額1億1,524万円、継続費の総額に対する進捗率は、平成24年度18.2%、平成25年度で81.8%となります。同事業で平成25年から平成26年分で年割額が6,980万円、財源内訳で国道支出金4,886万円、地方債2,080万円、一般財源で14万円であります。当該年度支出予定額は1,250万円、当該年度末までの支出予定額は1,250万円、翌年度以降支出予定額は5,730万円であります。継続費の総額に対する進捗率は、25年度17.9%、26年度で82.1%と

なります

9ページへお戻りください。

第3表債務負担行為であります。

事項はパソコンLAN機器導入費、期間は平成26年度から平成29年度、限度額884万5,000円であります。利子9万9,000円を含んで884万5,000円でございます。

157ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

1行目のパソコンLAN機器導入費から163ページをお開きください。2行目の経営環境再生資金平成24年度までの計61件の合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額35億9,353万2,000円、前年度末までの支出見込額33億8,772万円、当該年度以降の支出予定額2億581万2,000円、うち平成25年度支出予定額は7,570万9,000円でございます。左の財源内訳は国道支出金で5,464万9,000円、その他財源で6,126万3,000円、一般財源は8,990万円であります。

10ページへお戻りください。

第4表地方債であります。

1. 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良4,290万円、虹別ふ化場線道路改良1,410万円、虹別17号線防雪柵設置1,100万円、虹別61線道路改良2,300万円、地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設設備1,780万円、路線バス購入1,020万円、スクールバス購入600万円、消防デジタル無線整備420万円、医師確保対策3,170万円、合わせて限度額は1億6,090万円でございます。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2. 地方道路等整備事業では、ふるさと農道緊急整備で6,980万円、地方特定道路整備4,810万円、合わせて限度額は1億1,790万円です。3. 公営住宅整備事業は限度額430万円。4. 臨時財政対策債は限度額3億2,430万円。5. 災害援護資金貸付債は限度額250万円であります。合計の限度額は6億990万円で、前年度比較3億8,640万円の減でございます。

164ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、前々年度末現在高106億1,859万4,000円、前年度末現在高見込額が105億7,879万3,000円、当該年度中起債見込額6億990万円、当該年度中元金償還見込額10億2,037万2,000円、当該年度末現在高見込額は101億6,832万1,000円であります。

以上で、議案第16号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時22分延会）

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 8番 舘田賢治

署名議員 9番 鈴木裕美

署名議員 10番 田中敏文

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成25年3月12日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第16号 平成25年度標茶町一般会計予算
議案第17号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第18号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第19号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第20号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成25年度標茶町病院事業会計予算
議案第22号 平成25年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |
| 水道課 長 | 妹尾 茂樹 君 |

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指 導 室 長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

平成 25 年標茶町議会第 1 回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 14 名、欠席なしであります。

(午前 10 時 00 分開議)

◎議案第 16 号ないし議案第 22 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 1。議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号を一括議題といたします。

昨日に引き続き、議題 7 案の内容説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 17 号の内容についてご説明いたします。

議案第 17 号は、平成 25 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定予算でございます。

平成 25 年度の国民健康保険事業の被保険者数及び療養給付費につきましては、平成 20 年度から平成 23 年度の決算数値及び平成 24 年度決算見込み数値を参考として、予算編成を行ったところでございます。

被保険者数は 3,227 人、うち一般被保険者 3,140 人、退職被保険者 87 人とし、一人当たり療養給付費は、一般分 24 万円、前期高齢者分 60 万円、未就学児分 21 万円、退職分 43 万円とし、積算いたしました。

国保事業の運営につきましては、国保税が基本でございますが、保険税につきましては、4 億 548 万 3,000 円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として、6,139 万 5,000 円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2 月 25 日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に基づき、ご説明いたします。

平成 25 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成 25 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 6,127 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

15 ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページをお開き下さい。

2 ページから5 ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第19号の内容についてご説明いたします。

議案第19号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

本年度は、標茶町第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の2年度目にあたり、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、予算書に基づき内容の説明をいたします。

平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成25年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億568万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,106万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

13 ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページへお戻り下さい。

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

省略をさせていただきます。

以上で、議案第19号の内容についての説明を終わります。

次に、議案第20号の内容について、ご説明いたします。

議案第20号は、平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成25年度予算の概要につきましては、保険料、療養給付費、事務費等については、北海道後期高齢者医療広域連合での試算数値に基づき予算計上とさせていただきました。

以下、予算書に基づき説明いたします。

平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億39万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

9ページをお開き下さい。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻り下さい。

2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第18号、平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

公共下水道事業では、昨年度からの継続工事である標茶終末処理場の脱水機設備の更新と、桜と常盤地区で、道路改良工事と合わせて雨水管の整備を行ないます。

特定環境保全公共下水道事業では、磯分内地区の汚れていない未使用水の流入防止対策費を計上しております。

農業集落排水事業では、「地域自主戦略交付金モデル」で、平成13年に供用開始した虹別処理場の機能診断調査及び最適整備構想の策定を行ないます。

予算書に基づき説明いたします。

1ページをお開きください。

平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成25年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11 ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 債務負担行為

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給融資予定額180万円、利率年2.3%、期間、平成26年度から平成30年度、限度額8万円。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、期間、平成25年度から平成31年度、限度額、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

25 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、平成20年度分、融資予定額135万円、利率年2.5%、同じく平成21年度分、融資予定額84万円、利率年2.3%、同じく平成22年度分、融資予定額45万円、利率年2.3%、同じく平成25年度分、融資予定額180万円、利率年2.3%、以下、合計のみの説明といたします。債務負担行為の限度額は24万2,000円、前年度末までの支出見込額は14万9,000円。当該年度以降の支出予定額は9万3,000円、うち平成25年度分は1万円です。左の財源内訳、一般財源で9万3,000円です。

次のページでございます。

金融機関に対する損失補償費でございますが、平成19年度から平成25年度までいずれも

ありませんので表中の金額はございません。

4ページにお戻りください。

第3表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1億8,860万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、1,490万円。限度額の合計は2億350万円で、起債の方法はいずれも証書借入で、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

27ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高35億7,160万3,000円、前年度末現在高見込額34億3,911万2,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額2億350万円、当該年度中元金償還見込額3億9,196万2,000円、当該年度末現在高見込額32億5,065万円です。

24ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

2款1項、事業名公共下水道事業、24年度年割額5,000万円、左の財源内訳、特定財源の国庫支出金2,750万円、地方債690万円、その他1,553万8,000円、一般財源6万2,000円、前年度末までの支出見込額5,000万円。継続費の総額に対する進捗率30.1%です。25年度年割額1億1,600万円、左の財源内訳、特定財源国庫支出金6,380万円、地方債4,220万円、その他1,000万円、当該年度支出予定額1億1,600万円、当該年度末までの支出予定額1億1,600万円、継続費の総額に対する進捗率は69.9%です。合計については、財源内訳のみの説明といたします。特定財源国庫支出金9,130万円、地方債4,910万円、その他2,553万8,000円、一般財源は6万2,000円です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成25年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

配水量につきましては、東日本大震災以降増加したことから、前年度比約13%多くなっていますが、昨年度、実施いたしました「漏水調査」により、漏水量が多いことが判明した富士・旭地区の一部で、調査機器を使用しての漏水箇所の特定及び漏水量の調査を実施し、必要に応じて補修工事を行います。収益的収支につきましては、昨年度の人事異動により、人件費関係の支出が約210万円、他会計からの人件費負担額が約100万円ほど少なくなっております。資本的収支の支出につきましては、平成22年度より実施しております桜団地内の配水管の布設替工事を引き続き実施いたします。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

以下、内容について説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成25年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、2,201戸

(2) 年間総配水量、64万立方メートル

(3) 一日平均配水量、1,753立方メートル

(4) 受託工事費、255万円

(5) 主要な建設改良事業、配水管整備事業、95メートルで事業費800万円、水道施設管理道路用地取得4万4,000円、検定満了メーター取替事業、直径13ミリから直径50ミリまで合計428個で2,140万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、9,608万7,000円。第1項、営業収益、7,499万円。第2項、営業外収益、2,109万7,000円。

支出。第1款、水道事業費用、9,468万7,000円。第1項、営業費用、8,310万1,000円。第2項、営業外費用、1,153万6,000円。第3項、予備費、5万円。

次のページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,550万1,000円は減債積立金1,192万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140万円及び過年度分損益勘定留保資金3,217万6,000円で補てんするものとする。

収入。第1款、資本的収入、800万円。第1項、企業債、800万円。

支出。第1款、資本的支出、5,350万1,000円。第1項、企業債償還金、2,405万7,000円。第2項、建設改良費、2,944万4,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額800万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、2,210万1,000円。
2. 交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1. 一般会計（人件費分）、1,567万6,000円。
2. 下水道事業特別会計（減価償却費分）、480万1,000円。

以下、予算説明資料に従い、説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1. 総括、対前年度との比較で説明させていただきます。職員数は、特別職一般職とも変更ございません。給与費の報酬は5万6,000円増の16万8,000円で前年度より一回多い開催を予定したことによるものです。給料は、125万9,000円減の1,147万1,000円、手当は23万3,000円減の656万円、給与費計で143万6,000円減の1,819万9,000円、法定福利費は36万1,000円減の390万2,000円、合計では179万7,000円減の2,210万1,000円です。

なお、手当の内訳につきましては記載のとおりです。

以降の説明につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成25年度標茶町上水道事業会計資金計画

当年度予定額及び増減について、受入れ、支払い、差し引き資金の合計で申し上げます。

受入資金、1. 営業収益から8. 翌年度預り金までの合計で、当年度予定額3億2,934万1,000円で、前年度557万1,000円の減。支払資金、1. 営業費用から7. 前年度預り金返済までの合計で、当年度予定額1億1,215万8,000円。前年度137万6,000円の増。差引では、当年度予定額2億1,718万3,000円で、前年度694万7,000円の減となっております。

9ページをお開きください。

平成25年度標茶町上水道事業予定貸借対照表です。

資産の部。1. 固定資産（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で、7億4,224万1,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で428万3,000円。固定資産合計は、7億4,652万4,000円。2. 流動資産（1）現金預金、2億1,718万3,000円、（2）未収金、703万1,000円、流動資産合計は、2億2,421万4,000円、資産合計は9億7,073万8,000円です。

次のページをお開きください。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

負債の部。3. 固定負債(1)引当金、イ修繕引当金で3,019万7,000円。4. 流動負債。

(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの合計で、155万円。負債合計は、3,174万7,000円。

資本の部。5. 資本金(1)自己資本金は、4億4,656万2,000円、(2)借入資本金は、イ企業債とロ一般会計借入金合計で、4億4,195万4,000円。資本金合計は、8億8,851万6,000円。6. 剰余金(1)資本剰余金、イ受贈財産評価額と、ロその他資本剰余金で、3,847万5,000円。(2)利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で、1,200万円。剰余金合計で、5,047万5,000円、資本合計は、9億3,899万1,000円、負債資本合計は、9億7,073万8,000円です。

次のページでございます。

平成24年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成24年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

平成25年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第21号、平成25年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条(総則)、平成25年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条(業務の予定量)、業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数、60床
- (2) 年間患者数、入院、1万6,000人、外来、3万8,000人
- (3) 1日平均患者数、入院、44人、外来、155人
- (4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、552万2,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、12億1,584万8,000円。第1項、医業収益、7億559万1,000円。第2項、医業外収益、5億1,025万7,000円。

支出、第1款、病院事業費用、12億1,584万8,000円。第1項、医業費用、11億6,681万8,000円。第2項、医業外費用、4,853万円。第3項、予備費、50万円。

次に、2ページにまいります。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,505万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,505万7,000円で補てんするものとする。

収入、第1款、資本的収入、2万円、第1項、固定資産売却代金、2万円。支出、第1款、資本的支出、9,507万7,000円、第1項、建設改良費、552万2,000円、第2項、企業債償還金、8,955万5,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費、7億9,350万1,000円。
- (2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助、4億5,244万1,000円。
- (2) 企業債償還金負担、2,955万7,000円。
- (3) 施設設備費負担、1,770万円、合計、4億9,969万8,000円。

3ページにまいりまして、

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,300万円と定める。

次に、21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括の職員数の増減はありません。給与費は、報酬で1億2,677万2,000円、給料で2億7,631万9,000円、賃金で4,514万4,000円、手当で1億7,511万円、計6億2,334万5,000円、前年度比計で55万5,000円の増で、法定福利費1億211万円を加えた合計額は7億2,545万5,000円で、前年度比合計で42万3,000円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては、14億5,786万8,000円で、前年度決算見込額に比べて7,494万9,000円の減、支払資金につきましては、13億5,722万2,000円で、前年度決算見込額に比べて5,373万3,000円の減であります。なお、受入資金と支払資金との差引額は2,117万6,000円の減となっております。

平成 25 年標茶町議会第 1 回定例会会議録

次に 14 ページをお開き願います。

平成 25 年度標茶町病院事業予定貸借対照表についてでございますが、資産の部の 1、固定資産、(1)有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で 18 億 5,857 万 8,000 円、(2)の無形固定資産は、イ、電話加入権で 38 万 8,000 円、(3)の投資は、イ、長期貸付金で 4 億円、投資合計も同額であります。従いまして、固定資産合計額は、22 億 5,896 万 6,000 円となり、2.流動資産は、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までで 1 億 5,864 万 6,000 円で、資産合計は 24 億 1,761 万 2,000 円であります。次に 15 ページの負債の部では、3.流動負債の(1)未払金と(2)の預り金の合計が 3,700 万円で、負債合計も同額であります。

次に、資本の部ですが、4、資本金、(1)自己資本金 9 億 38 万 8,000 円、(2)借入資本金は企業債として 12 億 2,333 万 9,000 円で、資本金合計は 21 億 2,372 万 7,000 円であります。

5、剰余金、(1)資本剰余金は、イの受贈財産評価額と、ロの国庫補助金の合計は 2 億 6,903 万 2,000 円、(2)の欠損金は、イの当年度未処理欠損金で 1,214 万 7,000 千円、剰余金合計は 2 億 5,688 万 5,000 円、資本合計は 23 億 8,061 万 2,000 円で、負債資本合計 24 億 1,761 万 2,000 円であります。次のページにまいりまして、16 ページの平成 24 年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17 ページから 18 ページまでの平成 24 年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては説明を省略させていただきます。

次に 4 ページをお開きください。

平成 25 年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複致しますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案 7 案は、直ちに、議長を除く 13 名で構成する「平成 25 年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案 7 案は、議長を除く 13 名で構成する「平成 25 年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午前11時55分延会）

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 8 番 館 田 賢 治

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 田 中 敏 文

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成25年3月13日（水曜日） 午後4時45分開議

- 第 1 陳情第 1号 泊原発の再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する
陳情 (総務経済委員会報告)
- 第 2 陳情第 2号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める
陳情 (厚生文教委員会報告)
- 第 3 陳情第 3号 T P P交渉参加断固阻止に関する陳情
(総務経済委員会報告)
- 第 4 議案第16号 平成25年度標茶町一般会計予算
議案第17号 平成25年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第18号 平成25年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第19号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第20号 平成25年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 平成24年度標茶町病院事業会計予算
議案第22号 平成24年度標茶町上水道事業会計予算
(平成25年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第 5 議案第23号 工事委託契約の変更について
- 第 6 議案第24号 農業用施設取得の変更について
- 第 7 議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提案第2号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 第 9 意見書案第2号 生活保護の改悪に反対する意見書
- 第10 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 意見書案第3号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
意見書案第4号 T P P交渉参加断固阻止に関する意見書

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

9番 鈴木裕美君	10番 田中敏文君
11番 熊谷善行君	12番 深見迪君
13番 川村多美男君	14番 平川昌昭君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午後 4時45分開会)

◎時間延長の議決

○議長(平川昌昭君) 会議規則に定められた時刻がせまりましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

◎陳情第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長(林 博君)(登壇) 陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第1号、泊原発の再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する陳情、審査の結果、不採択とすべきものです。

以上で、陳情審査報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 一点だけ質問をさせていただきます。

平成23年の8月に太陽光発電装置設置に関して陳情がでました。それに対して、これは、私たちの議会で全会一致で採択しました。それで、同時に今回この採択を元にして、町長のほうから具体的な施策は出されました。その出された陳情の内容をみますと、いろいろ書いてあるんですが、一言だけ太陽光発電装置設置者に補助制度をつていう理由の大事な一つに原発は事故を起こした場合、クリーンどころか環境を放射能汚染で破滅させ大量の被爆者避難民を出す、ということを証明してしまったわけです。と理由付けをしています。これに私たち議会は全員一致で採択したわけですね。同時に陳情の中身を見ますと安全委員会の決定を待って、最低でも原発の稼働を決めてくださいという内容になってるんですね。あたまから泊原発反対という内容ではない、というふうに私は思っているんで

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

すが、その点どうして私たちが決めたのに、今回そういう審査の結果になったこと、だけ説明いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務経済委員長・林君。

○総務経済委員長（林 博君） 原発につきましても、いろんな意見がありまして、電力の安定供給、また、それにとまなう経済の動向等を考慮した場合に、必ずしも再稼働が出していいわけには、一概には言えないんじゃないのか、という意見が出されました。

また、廃棄物につきましても、まだ、研究段階という状況のなかで、よし悪しを判断できる状況ではないのではないかと、というなかで委員会としては全員一致というふうにはなりませんので、採決いたして賛成少数により、ただ今申しましたとおり不採択というふうになったものでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行いません。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

この採択は、起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択すべきものでありますが、陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第2号、件名「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情に

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

ついて、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、陳情審査報告とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行いません。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。
これより、本件を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものでありますが、本件を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

◎陳情第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員会委員長（林 博君）（登壇） 陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第3号、T P P 交渉参加断固阻止に関する陳情、審査の結果、採択すべきものです。

なお、意見書の提出につきましては、総務経済委員会からの発議といたしたいと思いません。

以上で、陳情審査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものでありますが、本件を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号は、採択と決定いたしました。

◎議案第16号ないし議案第22号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました平成25年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題7案を一括採決いたします。

議題7案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題7案を委員長報告のとおり、決定しご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第23号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第23号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第23号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただき締結した「畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る牧場施設設置工事」の委託契約について、今年度、事業完了をむかえるにあたり清算の結果、面工事面積の変動等により契約金額に変動が生じ、工事委託契約の変更が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第23号。工事委託契約の変更について

平成21年6月16日議案第33号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区にかかわる牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額「2億814万円」を「1億7,508万7,992円」に変更する。というものでございます。

主な変更は草地造成が32.7ヘクタールから14.75ヘクタールに、草地改良が705.2ヘクタールから578.55ヘクタールに減少したことであります。

以上をもって、議案第23号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第23号は、原案可決されました。

◎議案第24号

- 議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第24号を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

- 農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第24号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただいた畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る農業用施設の取得について今年度事業完了をむえるにあたり、清算の結果、取得の農業用施設の名称及び数量並びに取得予定価格に変動が生じたため変更が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第24号。農業用施設取得の変更について

平成21年6月16日議決の畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区にかかわる農業用施設の取得について、次のように変更するというものでございます。

1 取得の農業用施設の名称及び数量

家畜保護施設整備、搾乳舎3棟、バルククーラー3基、ミルクパーラー3基。

家畜排せつ物処理施設、スラリーストア1基、曝気ポンプ1式。

農機具等導入、モアコンディショナー1台、ハーベスタ1台

2 取得予定価格 1億9,753万9,000円を

1 取得の農業用施設の名称及び数量

家畜排せつ物処理施設、スラリーストア1基、曝気ポンプ1式。

農機具等導入、モアコンディショナー1台、ハーベスタ1台

2 取得予定価格 4,220万4,526円に変更するというものでございます。

以上をもって、議案第24号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

- 議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は、原案可決されました。

◎議員提案第1号ないし議員提案第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。議員提案第1号・第2号を一括議題といたします。

議題2案の提案趣旨の説明を求めます。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君)(登壇) ただ今、議題となりました議員提案第1号、「標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」及び議員提案第2号の「標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」の2件につきまして、趣旨説明並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が、昨年の9月5日に公布され、議会及び町による適切な権限の行使の確保や住民自治の更なる充実を図るため改正が行われております。

特に主眼とすべき改正点といたしましては、従来から採用されております定例会、臨時会制度に加え、会期の通年制、一年間を同一会期とする制度が、選択できることになったものであります。

本件に関し、議会運営委員会並びに全員協議会において、内容の協議検討をいたしました結果、この会期の通年制につきましては、すでに選考して実施されている地方議会もありますが、本制度の導入については、なお、慎重に今後の経過等を見ながら、継続して検討するという結果に至ったところであります。

これらの協議の結果を踏まえ、議会といたしましては、今回の法律改正にともなう地方自治法の条ずれや、新たに整理されました条項に基づき議会関係条例等の一部改正を行うものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議員提案第1号。標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月8日提出。

次ページにまいります。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例

標茶町議会委員会条例(昭和37年標茶町条例第19号)の一部を次のように改正するも

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

のであります。

今まで、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が法により条建てされておりましたが、これらが地方自治法の改正に伴いまして、一つの条文に統合され、委員の選任等については条例に委任されたことにより改正が必要となったものであります。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。
- 2 常任委員、議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。
- 3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

議員提案第2号。標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
標茶町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成25年3月8日提出。

次のページにまいります。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則

標茶町議会会議規則（昭和63年標茶町議会規則第1号）の一部を次のように改正する
ものです。

地方自治法の改正に伴いまして、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致が出来ることとなりましたことから、章及び条項の追加をするとともに、法律そのものの条ずれに伴い条項を繰り下げるものです。

又、一時不再議について新設するものです。

目次中

第14章 会議録（第115条から第116条）

第15章 全員協議会（第117条）

第16章 議員の派遣（第118条）

第17章 補則（第119条）を

第14章 公聴会（第115条から第120条）

第15章 参考人（第121条）

第16章 会議録（第122条から第123条）

第17章 全員協議会（第124条）

第18章 議員の派遣（第125条）

第19章 補則（第126条）に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（一時不再議）

第13条の2 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することが

できない。

第15条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第71条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第119条を第126条とし、第17章を第19章とする。

第16章中第118条を第125条とし、同章を第18章とする。

第15章中第117条を第124条とし、同章を第17章とする。

第14章中第116条を第123条とし、第115条を第122条とし、同章を第16章とする。

第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第115条 議会が、法第115条の2第1項の規定より、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

第2項 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第116条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第117条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

第2項 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第118条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

第2項 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

第3項 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第119条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

第2項 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第120条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

第121条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

第2項 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

第3項 参考人については、第118条《公述人の発言》、第119条《議員と公述人の質疑》及び第120条《代理人又は文書による意見の陳述》の規定を準用する。

附則と致しまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で、議員提案第1号、「標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」及び、議員提案第2号、「標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定」についての提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平川昌昭君） これより、議題2案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議員提案ごとに行います。

初めに、議員提案第1号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議員提案第1号の質疑を終わります。

次に、議員提案第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、議員提案第2号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号・議員提案第2号は、原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第9。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第10。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 5時20分

再開 午後 5時23分

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま、田中君ほか、5名から、意見書案第3号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、
趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則40の規定により、質疑
を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま、林君ほか、6名から、意見書案第4号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

平成25年標茶町議会第1回定例会会議録

意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成25年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 5時26分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 8番 舘田賢治

署名議員 9番 鈴木裕美

署名議員 10番 田中敏文